

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
1	(全体)	(全体)	<p>【都市・地方を含めた地域への関心や愛着、責任をもてる教育制度の充実】</p> <p>個人的に、これからの日本において重要なのは、都市と地方の大きくなり続ける乖離にどう対処していくかというところだと思います。今回キーワードとなっていた「well-being」あるいは地方に眠っている経済的資源の活用という点でも、都市と地方は必要不可欠なポイントです。第六次環境基本計画のなかでも、地方への二地域間居住、ワーケーションや観光など、さまざまな方法が明記されています。これらに加えて、第六次環境基本計画では、教育など、長期的な取り組みに対してあまり触れられていないのではないかと思います。これらの経済的取組は「都市→地方」の方向のイメージがつよく、第5次環境基本計画にあった「地域循環型共生圏」の取組が「地方」自身で、地方からその土地での経済活動を活発化させ、そこで生きていくことをあえて選択するという方向につながる部分をカバーしているのだと思います。しかし、地域循環共生圏に加えて、長期的な教育の部分にも人員と資金を割くべきだと考えています。環境教育の中でもその場所に基づいた教育を行うPlace based Education (PBE)や自然体験型教育、さらに、地域に根差したESDなどの拡充もぜひ追記していただきたく思います。</p> <p>これらの教育によって、「都市→地方(スタディーツアーや自然学校など、地方のリソースを用いて自分自身の生活を振り返る機会に)」「地方→地方、都市→都市(自分たちの土地の良さやそこに基づく歴史や文化などを学び誇りをもつ教育)」「地方→都市(ほかの場所をみるからこそ気づく自分の場所の良さ、混ざり合うことで生まれるビジネス的な考えなど)」などが網羅されるのではなかと思います。</p> <p>私自身、これらの教育が今後日本を支える基盤となると考えており、その方面で勉強を進めてまいりたいと思っております。</p>
2	(全体)	(全体)	<p>プラスチックストロー廃止やレジ袋廃止など実質環境対策に資さない愚かな政府主導政策に対する評価、反省が全く入っていませんがそれこそ科学的にという観点で欠けていると思われま。こんな体たらくではいくら基本計画策定したところで予算と時間、人の無駄です</p>
3	(全体)	(全体)	<p>G7 広島首脳コミュニケ→声明でいいのでは?ほかにもフェーズアウト、コミットメント、デカップリング、など数限りないひらがな英語や、損失及び損害(ロス&ダメージ)など不必要と思われる横文字併記が多数されています。</p>
4	(全体)	(全体)	<p>6つの重点戦略、特に、地域や暮らし、国内経済や国土保全における中小企業の役割や貢献、期待や評価、パートナーシップ、をもっと書いてほしい。中小企業は、バリューチェーンの脱炭素化やレジリエンスにおけるお荷物という認識が少し透けて見えるのが残念です。中小企業は、経済においては、特に内需活性化に重要な位置づけと役割があり、伝統産業を支えているのも中小企業ですし、地域の経済や雇用に貢献することで国土保全やコミュニティ(伝統行事など)を維持し、地域住民の生活と教育を支えています。実際にこの間、地域循環共生圏の実装においても重要な役割を担ってきています。中小企業の脱炭素化、レジリエンス、地域貢献活動に対する支援策も位置付けてほしい。</p>
5	(全体)	(全体)	<p>(課題意識)市民参加が最重要課題。市民参加が大事という根拠をしっかりと据えてほしい。 (施策に求めること)市民参加の歴史や意義、効果等に関する研究を蓄積させること。</p>
6	(全体)	(全体)	<p>(課題意識)政治が環境問題についての認識がきちんできていない。 (施策に求めること)国会議員が日本学術会議のレクチャーを受ける仕組みをつくること。</p>
7	(全体)	(全体)	<p>(課題意識)省庁縦割りの弊害が環境対策の足かせになっている。 (施策に求めること)オース条約批准、戦略アセス、環境基本法改定、環境安全基本法制定など包括的・根本的な見直しが必要であること。</p>
8	(全体)	(全体)	<p>(課題意識)安全保障を口実にした環境破壊は容認できない。 (施策に求めること)自衛隊基地はもとより、米軍基地についても適切な影響評価を実施すること。</p>
9	(全体)	(全体)	<p>(課題意識)環境学習を担う環境分野での人材育成が必要。 (施策に求めること)環境基本計画において環境人材育成についての重点化を図ること。</p>
10	(全体)	(全体)	<p>(課題意識)生物多様性の主流化を具現化した事例がなかなか生まれてこない。 (施策に求めること)実践事例を掘り起こしながら、そうした活動を支えることを明記すること。</p>
11	(全体)	(全体)	<p>(課題意識)交通政策への言及が少ない。 (施策に求めること)EVや燃料電池自動車の推進についてもっと強く書き込むこと。</p>
12	(全体)	(全体)	<p>1. 環境情報の公開・共有 オース条約の批准ができていない現状を憂いつつ、環境行政としては引き続き環境情報の公開や共有を鋭意進めていただきたい。とりわけ、環境影響評価図書の保存・公開・活用がなされる必要があることについては、環境アセスメント学会による提言「環境アセスメント図書の制度的公開について」(2023年5月8日)を踏まえて、確実に実施されるように、環境基本計画にも位置付けていただきたい。また、地方公共団体における環境影響評価図書の扱いがばらばらであることから、国の環境基本計画において方向性を強く打ち出していきたい。</p>
13	(全体)	(全体)	<p>2. 環境に支障のある開発にブレーキをかけられる仕組み 環境に深刻な影響が懸念される事業について、環境影響評価制度などの事前配慮の仕組みはあるものの、事業者による「配慮」に委ねられていて、歯止めとなっていない。事前配慮により実効性を持たせるための法的な整備を進めるべきである。そのための方向性を環境基本計画において打ち出していきたい。たとえば、公害紛争調停制度が扱う対象を環境全体に広げることや、地方公共団体が実施しないし出資する開発事業について、環境面からの監査を請求できる仕組みなどである。</p>
14	(全体)	(全体)	<p>3. 環境・経済・社会・文化などを統合した社会の構築 「中間取りまとめ」においてWell-beingという概念により環境対策を幅広い観点から進める方向性を打ち出していることについて心強く受け止め、歓迎します。こうした方向性を推進する仕組みとして、持続可能性アセスメントを我が国においても構築していくことを明記していただきたい。私も一員である環境アセスメント学会「持続可能性アセスメント研究会」のとりまとめを参考にしていきたい。 また、これに関連して、現行の環境影響評価制度が平常時の環境を対象にしている、地域住民の関心事に十分に配慮されていない現状がある。Well-beingの観点から、地域の特性に応じて、交通や災害、文化、健康などを扱える方向性を打ち出していきたい。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
15	(全体)	(全体)	4. 学校と地域の環境活動をつなげて環境教育の推進を図る仕組み 地域における環境人材を育成し、その実践の場を広げていく観点から、学校教育と地域の環境活動とをつなげて環境教育を進めることが重要である。私が副代表を務める中 信地区環境教育ネットワークは、市町村と連携して、この13年間で、約300の小中学校、約27,000人の児童・生徒に対して、地域の団体や企業との協働による環境教育プロ ラムをコーディネートしてきた。この仕組みは、長野県「信州環境カレッジ」にも波及している。長野県環境保全協会2023年度「信州エコ大賞」の資料を参照いただき たい。こうした取り組みが全国に広がるように、環境基本計画において位置づけ、参考資料として紹介していただきたい。
16	(全体)	(全体)	1. 現状認識が甘すぎ、世界での認識と国内での認識が混在している。例えば、p22環境問題が人権問題としてとらえる考え方が浸透したとする点、p23GDPではかることが できるものは一部に過ぎないという認識が広まりつつあるとしている点は世界ではそうだが、日本では浸透しているとは言い難い。またp29自然資本が、臨界的な水準を下回る ことになれば、とあるが、既に下回っていることはエコロジカルフットプリントが示している。これまでの政策がうまくいっていない点についても、謙虚に反省すべきであ る。
17	(全体)	(全体)	2. 結局は「成長」に集約している点。人々のWell-beingのためにはGDPに代表されるフローだけでなく、ストック充実が重要と書かれていたり、p37では旧来の経済システ ムから脱却する必要があると書かれているが、全体を通してやはり経済成長、物質的成長に重きが置かれている。特にP46などを見ると技術偏重である点は否めない。また 脱炭素社会のためには、基本的には消費そのものを抑えるしかないにもかかわらず、消費を抑えるという考え方が全く見えてこない (p29、p44)。
18	(全体)	(全体)	3. NPO/NGOといった市民社会に対する認識が全く感じられない。NPO/NGOの社会的位置づけは、リオ宣言など国際的には認められているにもかかわらず、日本では、全くそ うした意識が希薄である。是非この第6次計画では、その点を明確にしていきたい。P32国民、p33政策決定過程への国民参画などは、少なくとも、市民社会 (p45)、非 政府組織 (p47) という書き方に変えてほしい。
19	(全体)	(全体)	4. 地域共生圏の活動は最近あまり聞かないが、本当にやられているのか、現場を確認して頂きたい。
20	(全体)	(全体)	5. その他、カタカナ (p44など) が多く、意味がよくわからないし、共進化などと言った言葉には上から目線の、違和感を感じる。
21	(全体)	(全体)	5. 再生可能エネルギー開発に伴う累積的環境影響に関する対策費用の共済的制度的構築 現在、風力発電開発が全国で進められている中、地域によっては、複数の事業者による開発が林立し、その累積的影響が懸念される状況となっている。一部の地域では陸域 も海域も大規模な風力発電開発が集中しており、生態系への影響や地域社会に与える不安も大きい。現行制度では、FIT (固定価格買取制度) により、民間事業者が消費者の負 担を伴いながら、開発が後押しされている。しかし、現行の環境影響評価制度では累積的影響の事前配慮は不十分であり、過密な立地地域では生態系や生活環境はもとよ り、災害リスクの増大などが懸念されている。しかし、不確実性の高い事業であり、事業を推進する側にも、地域社会の側にも、開発による影響が想定しにくい状況があ る。とりわけ、風力発電の場合は、陸上か洋上かを問わず、地方公共団体の境界域に建てられることが多く、国の責任による対策が欠かせない。そこで鉱業法第109条を参考 に、風力発電や地熱発電など再生可能エネルギー開発に伴う環境影響について、共済制度的な基金の積立により、対策を担保する制度が必要であると考え。このことが妥 当であるかどうかを含め、再生可能性再生可能エネルギー開発に伴う累積的環境影響に関する対策について、環境基本計画において方向性を示していただきたい。
22	(全体)	(全体)	現状を憂える学者・研究者、NGOなどが数度にわたって、具名的な提案をおこなっている。明日香壽川 (東北大学教授) を中心に「未来のためのエネルギー転換研究ク ループ」が「レポート2030: グリーン・リカバリーと2050年カーボン・ニュートラルを実現する2030年までのロード・マップ」(2021年2月25日) (以 下=ロード・マップという) を発表した。ロード・マップの「はじめに」で以下のように指摘している。「2020年10月26日、菅首相は、新たな目標として「205 0年カーボン・ニュートラル (温室効果ガス排出実質ゼロ)」を表明した。また、2020年12月25日、政府は「2050年カーボン・ニュートラルに伴うグリーン成 長戦略」を発表した。しかし、後者においては現行の目標や政策の大きな変更は見られず、このままでは、前者は単なるスローガンに終わってしまう可能性が極めて高い と指摘している。 ロード・マップでは、「2030年までの投資額、経済効果 (GDP追加額、エネルギー支出削減額、雇用創出数)、温室効果ガス排出削減効果、大気汚染対策効果 (P M2.5曝露早期死亡の回避者数) 失業対策、財源などを、具体的かつ体系的」に示している。 国においては「第6次環境基本計画に向けた中間とりまとめ」が絵に描いた餅にならないようスローガンではなく、具体的なロード・マップが描かれることを期待した い。
23	(全体)	(全体)	【総論】 ・「Well-being/高い生活の質」を実現する要素は多々あるが、持続可能なWell-beingの実現に際して、公共交通・モビリティは人々の日々の生活の基礎であり、優れた公 共交通は豊かな生活に必要な不可欠な要素である。 ・そして、自然資本を維持・回復・充実させる資本・システムとしても、環境負荷の小さい公共交通・モビリティは大変重要であり、都市のコンパクト化や持続可能な地域 公共交通ネットワークの形成、公共交通の利用促進などが具体的な施策として求められる。 ・今回の新たな環境基本計画において、公共交通およびその利用促進が”社会全体の脱炭素”ならびに”地域の活性化”に大きく貢献することは自明であり、同取組の推進 をしっかりと明記いただくことは、地域の自治体や公共交通事業者などへの取組の後押しになるとともに、都市部も含めた地域の人々の豊かな生活の実現に結び付くもので ある。
24	(全体)	(全体)	岸田内閣は今後の防衛力整備計画として43兆円もの巨額な予算を決定し、アメリカとの交渉や国内企業との連携をいっそう強化しつつあるが、果たしてその路線が本基本計 画の完全な履行を妨げにはならないかの検証は必要と考える。巨額な軍事費を使い「戦争する国づくり」の政策遂行には断固反対である。日本国憲法を生かした平和外交の 遂行でこそ本基本計画の実行を担保することが出来るものとする。
25	(全体)	(全体)	「地域循環共生圏」のボトムアップで最終的には「我が国全体が一つの地域共生圏として持続可能な社会を実現することが目標となる」との、我が国の在り方が記載されて いるがそのような「基本的な国づくり」が果たして現在発生している喫緊の課題に対応するモデルであろうか。地方自治体 (地方自治) の積み上げが国を形成するとい うことなのか? そのありようがなぜ「Well-being/高い生活の質」の実現や「新たな成長」へ貢献するのか? 「国」の役割りを果たすことが出来るのか? 様々な疑問が想起され る。
26	(全体)	(全体)	本基本計画を実効あるものにするためには様々なセクターとの連携が必要である。とりわけ、関連するNPO、NGO等の民間の力を十分に発揮できる場づくりを求める。 それぞれが活動する地域の事情に精通する団体に対する支援・連携を進めることが、ひいては地域での活動を進める“活力”の育成に繋がる。今、全国各地で市民と行政と 研究者などが協働して「気候市民会議」を立ち上げ、その地域での環境課題の解決やまちづくりについての政策を積極的に発信する活動が進んでいる。このような活動は、 本基本計画で推奨する「Well-being/高い生活の質」の実現にむけた提案づくりに繋がるとともに、「気候民主主義」ともいわれる市民社会の成熟にも繋がるものであ る。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
27	(全体)	(全体)	環境学習ツアー (SDGs を学ぶツアー) の実施への支援を強めることを望む。
28	(全体)	(全体)	公害事象を記録し更なる事象を発生させないために全国で「公害資料館」の設立、運営が進んでいるが、大気汚染をどう克服したのかについての「国の資料館」が無い。 “過去の”大気公害事象の克服に(まだ完全に克服したとは言えない状況であるが)行政・企業・住民・研究者などがどう取り組んだのか、そしてその経験を正しく後世に伝える、更に環境事象の発生と拡大を防止するための現在の技術水準を公開する、そのような機能を持った研究施設の設置を提案する。場所は、倉敷市水島が最適地であろう。
29	(全体)	(全体)	<p><原則等の明記> 今次環境基本計画の策定にあたり、環境及び持続可能性の概念について再整理し、国民の福利に資する環境行政の基本方針を定めようとする試みに敬意を表したい。環境行政の実際にあたっては、以下の原則を堅持することにより、より一層の効果が見込まれるものと思量する。これらの原則について、総論部分にて明記することが必要だと考える。</p> <p>1) 科学的知見に基づく意思決定(最新・最良の科学の尊重) 2) 将来世代への影響や最新の国際場裏における議論等を踏まえた意思決定(世代間・世代内倫理の視点)</p> <p><時代認識> この数年、人類が直面した歴史的にも重要な国際的事象と言えば、COVID-19のパンデミックと大規模な武力紛争(ロシアによるウクライナ侵攻1)であると考えられる。前者については、中間とりまとめにおいて一定の分析的記述がなされているが、後者については適当な記述が見受けられない2。こうした武力紛争は多数の人命を奪うことに加え、良好な国土環境や生態系を破壊し、将来にわたって環境の持つ浄化機能、自然資源の(再)生産や社会活動に壊滅的な影響3を与えるものとなる。またその影響は紛争当事国にとどまらず、貿易等を通じて周辺国・関係国にも様々な影を落とす。このように環境に対して極めて甚大な影響を与える武力紛争について、環境保全の観点からもこれを抑止等していくことの重要性を認識することが今次改訂に際しての時代認識として必須であり、然るべき分析的記述を行うことが適切であると考え4。</p> <p>1 この他進行中のハマスとイスラエル、またアルメニアとアゼルバイジャン間の武力紛争も記憶に新しい。 2 武力紛争による環境破壊については、第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識 中、1 (1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機において一定の分析的記述があっても良いと思われる。 3 砲撃・爆撃等による都市・建築物や自然環境の破壊は資源の浪費、生態系の破壊、化学物質による大規模汚染に、また継続的な大規模爆発・火災は温暖化対策の遅延に、直結すると考えられる。 4 平成14年版の環境白書には、以下の記述がみられる。「1999年(平成11年)のG8環境大臣会合においても、最終コミュニケに「環境と安全保障」の項目が置かれ、「環境破壊、資源の欠乏及びその結果生ずる社会-政治的影響は、それらが内戦又は国家間の紛争を惹起し、又は悪化させるおそれがあるという点で、安全保障に対する潜在的脅威である。したがって、私たちは、国際的議論において環境への負荷と安全保障の間の関係にますます重要性が付与されつつあるということを歓迎する。私たちは、環境に由来する紛争の回避及び減少に関する課題をどのように進めるか検討する」と宣言している。</p>
30	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性	p3	<p>・意見 環境・経済・社会の統合的向上を進める観点から、第5次環境基本計画と同様、第1部第1章の現状と課題認識は環境面のみを切り出すのではなく、複合的に振り返りや課題認識を行うことが必要ではないか。特に、国民や企業の足下の課題は、環境面だけでなくウクライナ侵攻やそれに関連するエネルギー価格の高騰、少子化などであり、そうした喫緊の課題と環境課題を関連付けながら課題認識を行うことで、国民等に受け入れられやすくなる考える。</p> <p>・理由 上記のとおり。</p>
31	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性	p3	<p>・意見、理由 現下の危機について、社会、経済的な記載が不足している印象です。本計画を国民も産業界も自分自身の課題としてとらえ、より身近なものとして受け止められるよう、少子化や都市一極集中といった国内の課題、以前の論点整理の資料に記載されていた格差拡大やCOVID19(新型コロナウイルス感染症)、ウクライナ侵攻で浮き彫りになったサプライチェーンの脆弱性等の社会的・経済的課題・危機感等についての記載をおねがいします。</p> <p>・理由 上記のとおり。</p>
32	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性 (1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機	p3, 7行目	<p>○全般的に政治合意の背景から説き起こされているが、その背景となっている対処すべき課題の危機的な状況に係る記述が薄く、抽象的なものとなっている。このため、当該課題の専門家や取り組んでいる者以外に危機感や2030年の重要性、変革のマグニチュードが伝わりにくくなっているように思われる。危機的な状況について具体的な記述を盛り込むことが必要ではないか。(例えば、1.5℃合意についても、1.5℃の影響と2℃の影響の違い。そこに向けた取り組みの本質的な違いを国民に向けて分かりやすく訴えることが必要ではないか。)</p> <p>○また、本計画は、2050年及びそれ以降の目指すべき方向を踏まえ、概ね2030年までを想定したものであり、当該期間の社会経済見通し、環境問題を中心とする持続可能性を巡る諸相や課題について、(不確実性はあっても幅で示すなどの工夫は要するとしても)国民を含めて認識を共有できるよう、具体例を含めて記述がなされることが必要である。今後の社会変革に向けた計画であり、過去の振り返りより、未来志向で、将来の分析に力点を置いたものとして頂きたい。読みやすさの観点からも過去の記述については、簡素化する、本文と切り離すこと等も一案ではないか。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
33	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性 (1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機	P3, 10行目	冒頭の「人類は環境危機に直面している。」と環境危機を人類だけに取り上げているが、人類を初め全ての動植物等を含む種子のものであることを忘れてはならないし、地球全体が病んでいる状態ではないかと考える。この環境危機を病気に例えると、気候病で重症の状態であり、本取りまとめは「カルテ、処方箋」のようなものであって正しくそれにしたがって治療（実行）しなければならない。
34	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性 (1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機	P3, 10行目～11行目	本中間取りまとめ（以下「本取りまとめ」という）第1章1（1）10行から11行に「人類は環境危機に直面している。人間の活動は、「地球の収容力を超えつつあり、自らの存続の基盤である限りある環境自然資本の安定性を脅かしつつある。」と述べている。「地球の収容力を超えつつあり、環境自然資本の安定性を脅かしつつある。」と控えめな表現をしているが、実際はもっと厳しいのではないだろうか。今年の気温は過去にない記録的な猛暑や豪雨が頻繁にあり自然環境が以上であり、人類の活動が自然環境を脅かしている証左だと認識するのは一般国民感情ではないかと思うのである。
35	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性 (1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機	P3, 14行目	・意見 下記の原文を、修正案のとおり修正いただきたい。 原文「また、追加的な削減対策を講じていない既存の化石燃料インフラに由来するCO2 排出量は1.5℃（50％）の残余カーボンバジェットを超えると予測されている。」 修正案「大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっており、人為的な気候変動は、既に世界中のすべての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。」 また、上記の修正を行った上で、上記の原文を中間とりまとめに記載する場合はp.7「（3）顕在化する地球環境の危機と SDGs、パリ協定等の採択」の paragraph に下記の追加案を記載することも一案と考える。 追加案「2023年に公表されたIPCC第六次評価報告書統合報告書では、地球の平均気温は産業革命前から既に1.1℃上昇し、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされている。また、追加的な削減対策を講じていない既存の化石燃料インフラに由来するCO2 排出量は1.5℃（50％）の残余カーボンバジェットを超えると予測されている。」 ・理由 環境・自然資本の安定性を脅かしている例示としてIPCCを引用するのであれば、「現状と傾向」より引用することが適切であると思料。 また、本文脈において気温上昇の特定の要因のみ取り上げることは、例示の趣旨にあっていないことに加え中立性に欠くことから削除すべきである。
36	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性 (1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機	P3, 14行目	・意見、理由 以下の文章は IPCCの引用のため、環境・経済・社会の統合的な課題を記載したうえで、例えばP7に後述するべきと考えます。 「2023年に公表されたIPCC第六次評価報告書統合報告書では、地球の平均気温は産業革命前から既に1.1℃ 上昇し、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされている。また、追加的な削減対策を講じていない既存の化石燃料インフラに由来するCO2排出量は1.5℃(50%)の残余カーボンバジェットを超えると予測されている。」
37	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性	P3, 16行目	意見（1） 【あらゆる温室効果ガスの影響を明記】 (1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機 第1 paragraph 末尾に、以下の追記をお願いいたします。 ○『さらに、IPCC第6次評価報告書統合報告書では「物理化学的な視点から、人為的な地球温暖化を特定の水準に抑えるには、累積CO2排出量の抑制、少なくともCO2排出量正味ゼロの達成、そしてその他の温室効果ガスの排出量の大幅削減が必要である」とも示されている。例えば、CO2に次いで2番目に排出量の多い温室効果ガスであるメタンは、温室効果ガス観測技術衛星GOSATの観測データより、メタンの全大気平均濃度の2021年の年増加量が観測開始以降で最大になったことが判明している。また、近年クーリング・セクター（冷凍空調部門）での冷媒としてのフルオロカーボンの需要増加に伴い、その排出量の増加も見込まれている。』 <理由> ・世界の温室効果ガス排出量の約3分の1は、エネルギー起源CO2以外であり、エネルギー起源CO2削減とともに、他の温室効果ガス削減も急務です。温室効果ガスの影響は国境を越え、国内外の気候変動による被害を防ぐには、世界全体の温室効果ガス削減が必要です。 ・G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでも、paragraph「61. メタン」「62. HFCs及びその他の非CO2気候汚染物質」などにおいて、これら温室効果ガス排出削減のための更なる行動と支援について記載されています。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
38	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性 (1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機	P3, 23行目	・意見 下記の原文を、修正案のとおり修正いただきたい。 原文「しかし、これまで人類は、化石燃料を始めとした地下資源を著しく多量に消費し、環境の大きな改変を伴いながら文明を築き、その個体数(人口)を指数関数的に増大させ、新たな地質年代である「アントロポセン(人新世)」の提唱が象徴するように、生態系あるいは環境において特殊な存在となってきた。」 修正案「しかし、これまで人類は、化石燃料を始めとした地下資源を著しく多量に消費し、環境の大きな改変を伴いながら文明を築き、その個体数(人口)を指数関数的に増大させた。新たな地質年代である「アントロポセン(人新世)」の提唱が象徴するように、生態系あるいは環境において特殊な存在となってきた。」 ・理由 原案では文章前半がアントロポセンの説明と読めるが、前半部分は一般的なアントロポセンの説明ではなくミスリードさせることから、文章を区切るべきである。
39	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性 (1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機	P3, 23行目	・意見、理由 前半部分は一般的なアントロポセンの説明ではなくミスリードさせることから、文章を削除・再考するべきと考えます。 「しかし、これまで人類は、化石燃料を始めとした地下資源を著しく多量に消費し、環境の大きな改変を伴いながら文明を築き、その個体数(人口)を指数関数的に増大させ、新たな地質年代である「アントロポセン(人新世)」の提唱が象徴するように、生態系あるいは環境において特殊な存在となってきた。」
40	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性 (1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機	P4, 7行目	○ 本セクションで「プラネタリーバウンダリー」に言及していることを歓迎する。持続可能性の社会的側面の重要性に鑑み、また環境分野以外のSDGsの議論とリンクさせるため、本文書の後半(P31 L6)で紹介される「人間の安全な活動空間」と「ドーナツ内での生活」についても、本セクションで言及してはどうか。これらの概念の紹介は、基本計画の後半で出てくる「Well-being/高い生活の質」や公正な移行に関する議論の導入となる。 ○ また、これらの社会課題を提起する際には、若者のエンパワーメント、ジェンダーの平等、健康についても、より積極的に言及することが重要。さらに、何が転換的(transformative)な変化なのかを明確にし、資源偏重型の開発からの決別を示す、複数のシステム、レベル、ステークホルダーにわたる変化に焦点を当てる必要がある。
41	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性	P4, 12行目	意見(2) 【脆弱層への影響の懸念を明記】 (1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機 第5パラグラフにて記述予定の「現在の被害状況や将来予想される被害」について ○ 将来世代にわたる影響が強く懸念されている旨も記載予定となっておりますが、それに加え、『貧困層など国内外の脆弱性の高い集団や地域への影響が強く懸念される』旨も併せて、あるいは、別段落にて記載していただくようお願いいたします。 <意見の理由> ・ IPCC第6次評価報告書統合報告書では「約33~36億人が気候変動に対する脆弱性が高い状況で生活している」ことや「2010~2020年の、洪水、干ばつ、暴風雨による人間の死亡率は、脆弱性が高い地域において、脆弱性が非常に低い地域と比べて15倍高かった」ことなどが指摘されています。気候変動の悪影響は、資金やノウハウ等のリソースに乏しい貧困層・脆弱層に対し顕著に現れるため、気候変動の影響がより深刻になり得る国内外の最も脆弱な人々/コミュニティ/地域への影響についても記載する必要があります。
42	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性 (2) 文明の転換、社会変革(Transformati ve Change)に向けた2030年の重要性 (3) 環境先進国に向けた正念場	P4, 15行目 P5, 1行目	○ 文明の転換と言われても抽象的であり、求められる社会変革のマグニチュードの大きさを国民に対して分かりやすく、説得力ある形で伝えることが必要だと考える。このため、例えば、産業革命と比較して語ってはどうか。産業革命は、化石燃料の使用=エネルギー革命と機械革命であるが、今、求められているのは、この化石燃料の使用の抜本的な変革であり、産業革命に匹敵する社会変革であり、今の変革は、産業革命に比しても、短時間で急速に進行していること、かつほぼ世界同時に変革が進んでいること、そして産業革命が世界市場の趨勢を決したように、エネルギーやものづくりの在り方が大きく変わろうとしており、脱炭素を軸とした産業競争が起こっていること、等について言及すべきではないか。 ○ 日本は化石燃料からの転換の中で鍵となる再生化のエネルギーの分野では、太陽光、風力とも既に後塵を拝しており、再エネの投資や調達に難しい国の一つとなっていることを踏まえれば、もはや環境先進国ではなく、周回遅れとなっている。これまでの教訓、太陽光パネルやリチウムイオン電池の事例について販売シェアを獲得できずに撤退した企業・政府のそれぞれの要因にまで踏み込んで分析し、次につなげるべきではないか。 ○ 以上のようなことを踏まえれば、前例や慣習に必ずしもとらわれず、官民が総力を挙げて取り組む必要があることについても盛り込む必要があるのではないかと。 ○ 他方で、環境関連の特許数のみならず、ヒートポンプなど我が国にも優れた技術で世界市場に高いシェアを持つ製品群もある。これらについても記述してはどうか。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
43	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性 (2) 文明の転換、社会変革 (Transformative Change) に向けた2030年の重要性	P4, 15行目～20行目	地球温暖化の主な要因がビン源活動によるものであることは疑う余地がないとIPCCが認めている。ライフスタイルのチェンジとかEV車に転換が叫ばれているが、「言うが易く、行うは難し」の格言の通り実行は不十分と言わざるを得ない現状である。「この10年が温暖化対策の正念場」また4ページの15行から20行には「勝負の10年」だと本取りまとめ案は述べているのだから、国民に対し自然環境の危機が深刻な段階にあることを企業や国民に広く訴え協力を呼びかけることは適切であり、2030年までにCO2の排出を46% (2013年度比) 削減目標を達成しなければならないのである。国民の一人として協力をしたいと思います。温暖化対策の実行が遅れて取り返しができなくなるとは、人類の未来は暗くなってしまふのである。次代を担う愛する子供たちのためにも目標を達成しなくてはならない。
44	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性 (3) 環境先進国に向けた正念場	P5, 1行目	○ 本節は、「(1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機」などの記述と考え方が十分に整合していない可能性があるため、再度見直されては如何か。 ○ 現在は地球規模での危機の状況にあり、また、さまざまな要素や地域が密接不可分に関係している。そこから導かれるべき議論は、一国だけがwinnerということはありません、皆がwinnerにならなければ、全員がloserになるということ、だと考える。(1)での記述に照らせば、優れた環境技術が世界中で生み出されているなら、それ自体は望ましいことと認識すべきと考えられる。 ○ もちろん、世界各国から、そうした優れた技術が、地域の特性にマッチした形で、さらに積極的に開発普及されるような、国際市場の発展や、技術のクオリティーを確保するための国際基準の設定等に積極的に貢献し、その上でなお、我が国の環境技術の健全な発展を目指すというのが、「環境先進国」のあるべき姿だと考えられる。 ○ 一方で、本節で用いられている「シェア」、「競争力」等の表現は、基本思想がゼロサムゲームと誤解される可能性がある。原案のようなゼロサムゲームでの生き残りというようなトーンではなく、ウインウインを実現すべく先導しようとする姿を「環境先進国」の姿として描き出すことはできないか。 ○ さらに、日本がアジアでの災害リスク軽減のために果たしてきたこれまでの貢献及び将来への可能性を追記できないか。日本は長年にわたり、災害予防と軽減の分野でのリーダーシップを取ってきた。この分野での高度な知識と技術は高く評価されている。特に、地震、津波、台風、洪水などの自然災害への対処の経験と専門知識が豊富で、気候変動に伴い災害リスクが増加しているアジアの発展途上国への経験と専門知識の移転への期待が高い。
45	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性	P5, 22行目	意見(3) 【気候変動にレジリエントな社会に向けた民間セクターの役割を明記】 (3) 環境先進国に向けた正念場 第4パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。 ○ 世界全体の脱炭素『かつ気候変動にレジリエントな』社会への移行に伴い、こうした技術へのニーズは今後ますます高まると考えられ、我が国の技術に対する国際的な期待は高い。『特に、公正なエネルギー移行や温室効果ガス削減に加え、今後途上国を中心に、気候変動への適応や損失と損害に対処するための行動・投資における民間セクター・ビジネスの役割は大きい。』 <意見の理由> ・ G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ (パラグラフ91) にて、「適応ニーズを満たし、損失と損害の回避、及び最小源にし、並びにこれらに対処するために貢献する民間セクターの役割」が記載されているように、脱炭素社会とともに気候変動にレジリエントな社会に貢献する技術やサービスも重要です。
46	第1部第1章 1 現下の危機と2030年の重要性	P5, 28行目	意見(4) 【防災技術・サービスの需要を明記】 (3) 環境先進国に向けた正念場 第5パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。 ○ 特に、今後エネルギーやモビリティ『、早期警戒システムを含む防災技術・サービス』等の需要の大幅な伸びが見込まれるアジア地域において、我が国がその地理的・歴史的な繋がりを踏まえつつ、知見・技術を活用して協力を実施し、また連携を進めることで、地球全体及び地域の持続可能な発展に寄与することが期待されている。 <意見の理由> ・ 2022年3月23日「世界気象デー」にて、早期警報システムを今後5年間で整備し、極端な気象現象から世界の人々を守るという新目標が国連で発表され、WMOが主導してCOP27で行動計画“EARLY WARNINGS FOR ALL: Executive Action Plan 2023-2027”が示されました。日本でも、2023年5月に「早期警戒システム官民連携協議会」が設立されました。
47	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (2) 持続可能な開発の概念の確立と国際枠組みの整備	P6, 33行目～P7, 3行目	「中間取りまとめ」の第1部環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向、第1章環境・経済・社会の現状と課題認識は、これまでの施策等が詳細に述べられている。それらの施策を取組んだ結果、日本ではどうなったのか検証結果について分析がおこなわれたのか疑問が残る。 6頁33行目から7頁3行目には、「持続可能な開発を実現するためには、環境問題の背景にある経済社会システム(文化やライフスタイル等を含む)の構造的な問題を解決する必要がある。第一次環境基本計画(1994年)においては、具体的に『物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問い直されるべきである。』との根本的な問題提起が示されており、今に引き継がれている。」と指摘している。しかし、いまなお公害被害者は苦しみの中に置かれている。2023年9月27日、ミナマタ病近畿訴訟において原告全員の救済を認める画期的な判決が言い渡されている、これに続いて、来春には熊本、新潟訴訟についても判決が言い渡される見通しである。カネミ油症事件、大気汚染被害者、そして東京電力福島第1原発事故により故郷や生活手段を奪われた方々も数多く存在している。すでに被害者と国民の大きな批判の前に姿をひそめた公害対策基本法の「経済発展との調和」がよみがえる危険を強く感じた。「『物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問い直されるべきである。』との根本的な問題提起が示され」手から30年近くが経過するが、半世紀を超える被害者の苦しみが解決されないのはなぜか。これらの問題を直視し、問題解決に真摯に取り組むべきで方向性を示すべきである。「経済との調和」論が再び、鎌首をもたげることが許されない。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
48	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (2) 持続可能な開発の概念の確立と国際枠組みの整備	P7, 5行目～12行目	7頁5行目～12行目に「地球環境問題は、一国で解決できない人類共通の課題であり、各国が協力して取り組むべき問題である。逆に、各国の協力なくして自国の環境は保全できず、自国の国民の生命と財産は守れない」「1997年12月に京都で開催されたCOP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）において「京都議定書」が採択され、当時世界の温室効果ガス排出量の過半を占めていた先進各国による、強調した具体の削減行動についての重要な一歩となった」と記載されているがCOP3を受けて以後の我が国の取り組みは、どうであったのかが、明確にされるべきである。
49	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (2) 持続可能な開発の概念の確立と国際枠組みの整備	P7, 脚注14	「排出量世界全体」は「排出量が世界全体」の誤記ではないか。
50	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (3) 顕在化する地球環境の危機とSDGs、パリ協定等の採択	P8, 20行目～22行目	○ 1.5℃目標へのコミットメントをより明確に示す必要があると考える。本文中に「COP26では…1.5℃に制限するための努力を継続することが合意された。」とあるが、合意文書では「努力の追求を決意する(resolves to pursue efforts)」であり、パリ協定の軸足が1.5℃目標に移ったことを明記することが重要。また、日本政府がホストした本年(2023年)G7広島首脳コミュニケでも1.5℃目標を射程に入れ続けるための努力へのコミットメントを再確認しており、これについても明記してはどうか。
51	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (3) 顕在化する地球環境の危機とSDGs、パリ協定等の採択	P9, 3行目～7行目	G7広島首脳コミュニケでは世界のGHG排出量を2019年比で2030年までに約43%、2035年までに約60%削減することの緊急性が高まっていることを強調する。を盛り込んだのであるが、我が国の目標値では「2035年までに約60%削減」の目標値の設定が明確になっているのか。設定が明確でないなら記載すべきである。(P9, 3～7行)
52	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識	P9, 11行目	意見(5) 【世界のあらゆる温室効果ガスの削減に関するG7広島首脳コミュニケの内容を明記】 (3) 顕在化する地球環境の危機とSDGs、パリ協定等の採択 第6パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。 ○同コミュニケでは、「我々は、2035年までに電力セクターの完全又は大宗の脱炭素化の達成及び気温上昇を摂氏1.5度に抑えることを射程に入れ続けることに整合した形で、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向けた、具体的かつ適時の取組を重点的に行うというコミットメントを再確認し、他の国にも参画することを求める。』『「全ての主要経済国が、パリ協定以降、NDCの野心を大幅に強化し、既にGHG排出量のピークを迎えたか、遅くとも2025年までに迎えることを示し、特にNDCにおいて全てのGHGを対象とする経済全体の排出削減目標を含めるべきであったことを強調する。』』とした。 <意見の理由> ・G7広島首脳コミュニケ(パラグラフ18)やG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ(パラグラフ46)にて、「次期NDCは、全ての温室効果ガス、セクター及び分類を含む経済全体の排出削減目標と、気温上昇を1.5℃に抑えることを射程に入れ続けることと整合すべく大幅に強化された野心が反映された形で、UNFCCC-COP30より十分前に提出されるべきであり、また、再検討され強化された2030年目標を含むべきである。」と、すべての温室効果ガス削減の野心を高める重要性について強調されています。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
53	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識	P9, 15行目	意見(6) 【気候変動起因の災害による貧困層/脆弱層への影響について明記】 (3) 顕在化する地球環境の危機とSDGs、パリ協定等の採択 第7パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。 ○また、温暖化を1.5℃程度に抑えられたとしても、その影響は避けられず、さらに、極端な高温や大雨等の頻度と強度が増加すると予測されている。世界的には、熱波により日最高気温が更新される地域が発生し、また、大雨・洪水により人命だけでなく社会経済活動への甚大な被害が報告されている。『IPCC第6次評価報告書統合報告書では「約33～36億人が気候変動に対する脆弱性が高い状況で生活している」ことが指摘されている。』 <意見の理由> ・IPCC第6次評価報告書統合報告書では「約33～36億人が気候変動に対する脆弱性が高い状況で生活している」ことや「2010～2020年の、洪水、干ばつ、暴風雨による人間の死亡率は、脆弱性が高い地域において、脆弱性が非常に低い地域と比べて15倍高かった」ことなどが指摘されています。気候変動の悪影響は、資金やノウハウ等のリソースに乏しい貧困層・脆弱層に対し顕著に現れるため、気候変動の影響がより深刻になり得る国内外の最も脆弱な人々/コミュニティ/地域への影響についても記載する必要があります。
54	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (3) 顕在化する地球環境の危機とSDGs、パリ協定等の採択	P10, 4行目	ワンヘルスアプローチに関する記載があることを歓迎します。生態系保全はパンデミック防止や急増中の市街地での獣害とも不可分であることをさらに強調頂き、コベネフィット達成可能な対策を今後の案(第2部第3章、第4部の施策等)にもご記載下さい。
55	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (4) 天然資源の採取と加工に係る課題	P10, 25行目	「1970年から2017年」は「1970年から2017年まで」のほうがよい。
56	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (4) 天然資源の採取と加工に係る課題 (5) 国土の自然環境の変遷 3 経済・社会面の主に30年の振り返りと課題認識 (1) 人口減少社会と地域の課題	P10, 25行目～29行目 P12, 3行目～11行目 P18, 1行目～9行目	本基本計画に ①「食とエネルギーの地産地消政策の推進を図る」と②「食料自給率の飛躍的向上を早期に達成する」を加えるべきと考える。理由は次のとおり。 ・国内の食料自給率のアップは海外からの食料の輸送の減少となり、その分に関する海外からの輸送によるGHG排出量の削減に直結する。 ・食料自給率のアップにより「里山の生態系の保全」「里山の生物多様性の保持」に資する。(P12, 3～11行) ・超過密な大都市圏からの地方への移住促進につながり、都市部の様々な環境問題の解決にも寄与する。そのためには食料生産者への補助金制度を抜本的に引き上げ、EU並みに引き上げることが必要である。(P18, 1～9行) ・世界的な人口爆発に伴う食糧危機が早晩発生するであろう事態に対応した施策である。(P10, 25～29行)
57	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (5) 国土の自然環境の変遷	P12, 3行目	昨今急増中の農作物や人体への野生生物による被害は生態系のバランス損失や野生生物の生息環境の激減が要因である主旨の記載があることを歓迎します。人身の安全確保のためにも、荒廃地の手入れや土地利用の工夫による、捕獲に依存しない対策の国内の先進事例についても紹介頂き、対策を今後の案(第2部第3章、第4部の施策等)にもご記載下さい。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
58	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (6) 引き続き課題が残る環境汚染及び化学物質管理	P12, 37行目	P F A Sに関する記載があることを歓迎します。海外では調査や規制が進んでいるP F A S他の難分解性、高蓄積性の化学物質による国内の汚染状況や健康影響リスクの解明、関連情報の一般社会への共有についても明記頂き、健康被害の予防的対策を今後の案(第2部第3章、第4部の施策等)にもご記載下さい。
59	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (7) 個別の環境政策等の統合・シナジーへの流れ	P14, 3行目～11行目	○ シナジーに関する議論を基本計画のさらに上位に位置づけ、シナジーに関する最近の国連経済社会局と国連気候変動枠組み条約事務局共同の報告書と、日本がシナジーを推進している点について強調してはどうか。 ○ また、地域循環共生圏の議論を計画の早い段階で取り上げ、気候、生物多様性、循環性に関する行動の地域化との関連性を明確にしてはどうか。
60	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (7) 個別の環境政策等の統合・シナジーへの流れ	P14, 3行目～21行目	○ 抽象的で分かりづらいため、具体例があった方がよい。 ○ 個別の環境政策等の統合・相乗効果を生み出す必要性の流れにおいて、「ワンヘルス(One Health)アプローチ(人間の健康、動物の健康、環境の健康の相互関連性)」を強調し、政策統合の中心に福祉(Well-being/高い生活の質)を優先的に位置づけることが重要。さらに、福祉を測定するための指標の開発と利用を促進する必要性を追記してはどうか。 ○ 本セクションでは、SDGsへの統合的なアプローチが強調され、シナジー(相乗効果)を高めることの重要性が強調されており、その指摘は妥当かつ重要だと考える。しかしながら、現在の社会システムを前提とするとSDG目標間に矛盾または相反するトレードオフの関係があり、SDG全体の実施においてボトルネックとなるケースがある。脱炭素化を目指しながら、エネルギー安全保障のために化石燃料への依存を続けることなどが一例。そのため、シナジー(相乗効果)の強化と併せて、トレードオフの緩和の必要性についても記述することが必要だと考える。 ○ 本セクションで地域循環共生圏に言及していることは重要。近年、気候変動対策と持続可能な開発対策の相乗効果が認識されつつある。このため、第6次環境基本計画では、SDGsの達成に特化するだけでなく、気候、生物多様性、持続可能な開発の目標を地域で相乗効果が得られる形で実践することの必要性を強調してはどうか。
61	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (7) 個別の環境政策等の統合・シナジーへの流れ	P14, 16行目	○ 2パラと3パラの間に、シナジーについて、IPCC第6次評価報告書で気候変動とSDGsのシナジーの記載が充実したこと、2019年4月から国連経済社会局とUNFCCCが気候変動とSDGsのシナジー会合を開催し、2023年9月にはグローバルレポートが公表されたことを記載してはどうか(2022年7月は日本国が第3回会合を主催)。
62	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (9) 環境と経済との関係の変化	P16, 7行目～11行目	○ ネットゼロとSDGsの追求において、地方が行ってきた進展と支援をさらに強調してはどうか。日本がSDGsのローカライゼーションに向けた取り組みの最前線にあり、自発的自治体(地域)レビュー(Voluntary Local Reviews)の最初のレポートを下川町、富山市、北九州市が、世界に先駆け2018年7月に国連ハイレベル政治フォーラムで発表した事実などを紹介してはどうか。
63	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (10) 国民意識の変遷と課題	P16, 13行目	○ 日本では、気候変動対策をビジネスの機会というよりは、コストと捉えている割合が諸外国と比べて大きい実態がある。例えば、世界経済フォーラムなどでは、数あるビジネスリスクのうち、気候変動がビジネスに与える影響が最も大きいという認識を示している。本節では、このような世界との差をより浮き彫りにしてはどうか。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
64	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (11) 東日本大震災・原発事故	P17, 5行目	17頁5行目には(11) 東日本大震災・原発事故が掲げられている。「環境再生の取り組みを着実に進めるとともに、脱炭素・資源循環・自然共生といった環境の視点から地域の強みを創造・再発見する未来志向の取り組みを推進していく必要がある。」さらに悲惨な東京電力福島第1原発事故を起こし、今なお、その解決のメドも立っていないにもかかわらず原発の増設や、古くなった原発の稼働年月を延長する問題、使用済み核燃料の廃棄方法も「科学的」に確立していない問題など喫緊の課題は山積みである。「原発の安全神話」は当に崩れ去ったのである。さらに陰湿なことは使用済み核燃料の処理を地方の自治体に補助金という名目で金と国の力で押しつけることは断じて許されない。補助金頼みの自治体運営は、その後、受け入れた自治体で深刻な財政危機を引き起こしている事例は数多くあり、健全な自治体運営を国が率先して破壊していると指摘せざるを得ない。
65	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (11) 東日本大震災・原発事故	P17, 9行目	森林、河川、湖沼等の除染は進んでいず、人の生活や産業、生物の生息環境や生態系が脅かされ続けている現実がありますので、継続中の課題として明記頂き、今後の案(第2部第3章、第4部の施策等)にも対策をご記載下さい。
66	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (11) 東日本大震災・原発事故	P17, 14行目	原子力災害からの放射線による健康被害に関して、不安や偏見等の心理的要素に関するだけでなく、実際の身体への健康被害や生活や経済的なダメージとその救済措置についても継続中の課題として明記頂き、今後の案(第2部第3章、第4部の施策等)にも対策をご記載下さい。
67	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (11) 東日本大震災・原発事故	P17, 23行目	現在稼働中の原発からの排ガス、排水、廃棄物に由来する環境汚染リスクに関しても継続中の課題として明記頂き、廃炉対策や災害防止策、放射能汚染リスクの低減措置や関連の技術開発等について、今後の案(第2部第3章、第4部の施策等)にもご記載下さい。
68	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (11) 東日本大震災・原発事故	P17, 30行目	・意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたいです。 「なお、社会活動の基盤であるエネルギーの確保、安定供給については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されており、エネルギー利用の効率化の推進とともに、『エネルギー供給源の多様化および』地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用が重要である。」 ・理由 「国土形成計画」(2023年7月28日閣議決定)において、エネルギーの確保、安定供給については、原文で記載の観点に加えて、エネルギー供給源の多様化の観点も位置づけられており、本環境基本計画においても、この点を踏まえた記載をすべきと考えます。
69	第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識 (11) 東日本大震災・原発事故	P17, 30行目	・意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたい。 「なお、社会活動の基盤であるエネルギーの確保、安定供給については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されており、エネルギー利用の効率化の推進とともに、『エネルギー供給源の多様化および』地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用が重要である。」 ・理由 「国土形成計画」(2023年7月28日閣議決定)において、エネルギーの確保、安定供給については、原文で記載の観点に加えて、エネルギー供給源の多様化の観点も位置づけられており、本環境基本計画においても、この点を踏まえた記載をすべきである。
70	第1部第1章 3 経済・社会面の主に30年の振り返りと課題認識 (1) 人口減少社会と地域の課題 (2) 経済の長期停滞	P18, 1行目～P19, 27行目	○ 人口減少、高齢化、経済の停滞が指摘されているが、これを課題としてとらえるだけでなく、転換的な変革を進める機会としてとらえる視点を追記できないか。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
71	第1部第1章 3 経済・社会面の主に30年の振り返りと課題認識 (1) 人口減少社会と地域の課題	P18, 7行目～9行目	○ 「東京圏のGDPシェアは約34%、金融機関の貸出金のシェアは約53%に上るが、2010年から2018年にかけての東京23区の人口一人当たりの地域内総生産の伸び率は0.6%と全国平均の11.6%に比べて大幅に低い。」について、2010年から2018年の期間の統計を基に顕著な傾向を指摘しているが、より長期的なトレンド（たとえば2000年から2018年など）を見た上での再確認が必要ではないか。地方分散を進めることで国内総生産が増えるとの含意が読み取れるが、それを主張することが目的であれば、エビデンスを強化する必要がある。
72	第1部第1章 3 経済・社会面の主に30年の振り返りと課題認識 (1) 人口減少社会と地域の課題	P18, 32行目	・意見 下記の原文は社会課題ではないため、環境課題の枠へ移設いただきたいです。 「日本の都市化の影響が比較的小さいとみられる観測地点で観測された年平均気温は、変動を伴いながら、1898年から2019年の間に100年あたり1.24℃の割合で上昇した。日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜当の日数が増加していることが指摘されている。日本国内の大雨や短時間強雨の発生頻度も増加しており、各地で被害が発生している。また、高温による農作物の生育障害や品質低下が発生するなど、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生している。」
73	第1部第1章 3 経済・社会面の主に30年の振り返りと課題認識 (1) 人口減少社会と地域の課題	P18, 32行目	・意見 下記の原文を、「第1部第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識」の параグラフへ移設いただきたい。 「日本の都市化の影響が比較的小さいとみられる観測地点で観測された年平均気温は、変動を伴いながら、1898年から2019年の間に100年あたり1.24℃の割合で上昇した。日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜当の日数が増加していることが指摘されている。日本国内の大雨や短時間強雨の発生頻度も増加しており、各地で被害が発生している。また、高温による農作物の生育障害や品質低下が発生するなど、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生している。」 ・理由 上記の原文は、当該パラグラフの主題である人口減少社会と地域の課題ではなく、環境関連の課題であると考えられるため。
74	第1部第1章 3 経済・社会面の主に30年の振り返りと課題認識 (1) 人口減少社会と地域の課題	P18, 33行目	「あたり」は「当たり」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。
75	第1部第1章 3 経済・社会面の主に30年の振り返りと課題認識 (3) 外交・安全保障等	P20, 16行目	○ 外交・伝統的な安全保障の問題と、経済安全保障、サプライチェーンの問題が混在しており、整理が必要ではないか。
76	第1部第1章 3 経済・社会面の主に30年の振り返りと課題認識 (3) 外交・安全保障等 5 国民が将来に希望を持てる環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ・高度化に向けて	P20, 31行目 P22, 26行目	「位置づけ」と「位置付け」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
77	第1部第1章 5 国民が将来に希望を持てる環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ・高度化に向けて	P22, 23行目	意見(7) 【環境正義・気候正義に関する記述を補足】 第3パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。 ○また、国際的に「環境正義」「気候正義」の重要性が高まってきている。『その中には、気候変動の被害を不均衡に受ける将来世代に加え、国内外の脆弱性の高い集団に配慮することも含まれ、そうした人々・コミュニティへの現在及び将来の気候変動影響による被害の防止・軽減にも主眼を置くことが求められる』 <意見の理由> ・G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ(原文P.32)にて、「レジリエンスの強化、最も脆弱な人々等に対する気候行動の支援」という小項目が立てられ、パラグラフ84では、「気候変動の悪影響に伴い既に生じている経済的及び非経済的な損失及び損害、及び世界的に、特に最も脆弱な人々が感じているその影響の規模について、極めて懸念していることを強調する。」と記載されています。
78	第1部第1章 5 国民が将来に希望を持てる環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ・高度化に向けて	P23, 28行目～30行目	国連のグテーレス事務総長は記者会見で「地球温暖化の時代は終わりました。地球沸騰化の時代が到来しました」と気候変動の解決が人類にとって、地球全体にとっても喫緊の課題であることを全世界に発信した。日本にとっても対岸の問題として見過ごすことはできない重大な問題である。例えば、毎年のように発生し、増え続ける「線状降水帯」や「台風」の大型化等による川の氾濫や土砂崩れ、また、真夏日の記録的な更新などその異常さは増加するばかりである。中間報告では「環境危機に対応するためには、1.5℃目標に整合させるなど利用可能な最良の科学に基づくことが求められる。同時に、その環境危機の解決策を起点、牽引役とし、環境・経済・社会の向上を加速化させる重要性は益々高まっている」(23頁28行～30行)と指摘している。「科学に基づく」現状認識を深めることと、環境危機が何によってもたらされているかを認識することが重要ではなかろうか。例えば、直近のCOP25、26、27回と日本は、3年連続で化石賞を受賞している。COP27での受賞理由は、「化石燃料に対し、世界で一番公的資金を拠出していること」が受賞の理由に挙げられている(以前からも受賞している)。また、国連総会に合わせた「気候野心サミット」では、岸田首相の演説が拒否されるという事態がおこった。これらに象徴的に現れているように、日本の取り組みが世界と比べ、遅れていることのあらわれで、この分野での日本の取り組みの真剣さが問われている。
79	第1部第1章 5 国民が将来に希望を持てる環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ・高度化に向けて	P23, 28行目～P24, 1行目	23頁28行目「環境危機に対応するためには、1.5℃目標に整合させるなど利用可能な最良の科学に基づくことが求められる」と記載されている。多くの国民が理解しているのは「脱炭素社会」を築くことである。そのためには化石燃料から自然エネルギーへの転換を「各主体が、科学が要請するスピードとスケールで対策を講じられる」(24頁1行目)かが重要である。国はイニシアチブをもって推進にあたるべきである。EU等では石炭火力から自然エネルギーへの転換が目標を明確にし、具体的に組み込まれている。しかし、我が国は依然として石炭火力を増設(兵庫県、神奈川県等)するという愚かな施策を選択している。
80	第1部第1章 5 国民が将来に希望を持てる環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ・高度化に向けて	P24, 5行目	○「勝負の2030年」というフレーズは、誤解を招く可能性があり再考を要する。P4 LL15-35 「(2) 文明の転換、社会変革(Transformative Change)に向けた2030年の重要性」で正しく指摘されているように、2030年までの10年間で「勝負の10年」だとするのが国際社会における議論の主流となっている。2019年9月のSDGサミットにおいて国連事務総長が「Decade of Action(行動の10年)」と呼び掛け、この流れを受け特に気候変動の分野では2020年からの10年間を「Decisive Decade(決定的な10年)」と位置付けている。「2030年までには勝負はついており、そこに至る2020年代が勝負である」という課題認識を適切に伝えるためには、2030年に大きな勝負が待っているかのような印象を与える可能性のある「勝負の2030年」というフレーズの使用は控えるべきだと考える。さらに、1.5℃目標への貢献という観点から、日本が2020年代に何をすべきかの「課題認識」を示す必要があると考える。
81	第1部第2章 1 目指すべき持続可能な社会の姿 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方 (3) パートナリーシップの充実・強化：政府、市場、国民の共進化	P25, 5行目～10行目 P26, 1行目～4行目 P32, 28行目～P33, 4行目	「しかしながら、人間はその経済社会活動に伴ない、環境の復元力を超えて資源を採取し、また、環境に負荷を与える物質を排出することによってこの均衡を崩してきた。この均衡の崩れが気候変動や生物多様性の損失の形で顕在化し、人類による環境負荷はもはや地球の環境収容力を超えつつある」(26頁1行目～4行目)「環境施策をこれまで以上に実行力を持って実施していくためには、政府(国、地方公共団体等)、市場(企業等)、国民(地域コミュニティ等を含む)が、循環共生型社会を実現する方向で相互作用、すなわち共進化していく必要がある。例えば、環境意識が高い国民は、政府の環境施策の推進(市場の失敗の是正を含む)を促すとともに、消費者としての国民が環境に配慮した財・サービスを選択し、それが企業のグリーンイノベーションを促進する方向に作用する。また、政府の環境価値の内部化や環境教育に係る施策、企業の環境価値に係る経済的競争能力投資(環境人材への人的資本投資や環境価値を有する財・サービスのマーケティング等)は、国民の環境意識を高めることに寄与する」(32頁28行目～33頁4行目)と掲げている。また、「情報に基づき現状や課題に関する認識を共有しつつ、『ありたい未来』を「協働型の事業の創出や、取り残されそうになっている人々を包摂する活動を通じて、全員参加型で環境負荷の低減や良好な環境の創出を推進していく必要がある。」と声高だかに宣言をしている。しかし現実、公害被害者は「取り残され」た「人々」になっている。この問題を「取り残して」はならない。「環境基本法第1条の規定を現在の文脈において据え直す」と、環境政策の目指すところは、『環境保全上の支障の防止』及び『良好な環境の創出』からなる環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、Well-being、経済厚生の上(以下「Well-being/高い生活の質」という。)であり、また、人類の福祉への貢献でもある。前提として、現在及び将来の国民の生存に係る「健康で文化的な生活の確保」を維持することが踏まえていることは言うまでもない。」(25頁5行目～10行目) 環境省がこれまでに「取り残した」喫緊の課題と併せて、「未来志向」の協働事業を推進していきたいものである。
82	第1部第2章 1 目指すべき持続可能な社会の姿	P25, 7行目 P26, 27行目	「一人ひとり」と「一人一人」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
83	第1部第2章 1 目指すべき 持続可能な社会 の姿	P25, 16行目	○「経済社会システムに適切な環境配慮（環境価値の市場における適切な評価、計画など早い段階からの環境配慮の組み込み等）が織り込まれる必要がある」という従来の消極的なアプローチでは、大きな変革を起こすことが難しい。P23 L23で挙げた「環境の主流化」という視点からは、良好な環境を所与の条件として、環境やWell-beingに価値を置いた社会経済を構築するアプローチの必要性を強調する必要がある。
84	第1部第2章 1 目指すべき 持続可能な社会 の姿	P26, 7行目	・意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたい。 「資源やエネルギーの使用に当たっては、『安定的で安価なエネルギーの確保及び安定供給を大前提とした上で、』いわゆる地上資源を主体にし、」 ・理由 「GX実現に向けた基本方針」（2023年2月10日閣議決定）の基本的考え方において、持続可能で安定的なエネルギーの確保およびエネルギーの安定供給は、国民生活、社会・経済活動の根幹であり、我が国の最優先課題と位置付けられているiii。この点は、本環境基本計画が目指す「循環を基調とした経済社会システム」においても根幹をなすものと考えられるため。
85	第1部第2章 1 目指すべき 持続可能な社会 の姿	P26, 7行目	○「いわゆる地上資源を主体にし、資源循環を進め、化石燃料や鉱物資源からなる地下資源への依存度を下げ、新たな投入を最小化していく」との記述については、「いわゆる再生可能な地上資源を主体にし・・・」とすべき。なぜならば、地上資源についても生物多様性、ネイチャーポジティブとの関連では、再生可能な地上資源について、再生可能な速度の範囲内での利用がなされることが必要であるため5。 5 ハーマン・デイリーの3原則（1）再生可能な資源の消費速度は、その再生速度を上回ってはならない。（2）再生不可能資源の消費速度は、それに代わりうる持続可能な再生可能資源が開発されるペースを上回ってはならない。（3）汚染の排出量は、環境の吸収量を上回ってはならない。
86	第1部第2章 1 目指すべき 持続可能な社会 の姿	P27, 3行目	意見（8） 【持続可能な社会を目指す道筋において誰一人取り残さないことを明記】 第8パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。 ○このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であり、現在及び将来の国民が希望を持って、「Well-being/高い生活の質」を実現できるよう取り組んでいく。『なお、それら経済社会システムの変革を進めるにあたり、労働者や地域社会を含む社会のすべての構成員が関与することを認識し、この変革が誰一人取り残さない、公正かつ包摂的であることを確保する。』 <意見の理由> ・令和元年改定のSDGs実施指針「4 実施のための主要原則」において、「（2）包摂性「誰一人取り残さない」とのキーワードは、2030アジェンダの根底に流れる基本的理念を示しており、2030アジェンダは、女性、子供、若者、障害者、HIV/エイズと共に生きる人々、高齢者、先住民、難民、国内避難民、移民などへの取組を求めている。我が国は、国内実施、国際協力のあらゆる課題への取組において、これらの脆弱な立場におかれた人々にこそ最初に手が届くように焦点を当てる。」と記載。気候変動等の影響を真っ先に受けているのは脆弱な立場におかれている人々/コミュニティであり、目指すべき持続可能な社会の姿として「誰一人取り残さない」視点の記載が必要と考えます。 ・2023年G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケにて「19. 包摂：我々は、ネット・ゼロで、循環型で、ネイチャー・ポジティブな経済への移行には、労働者や地域社会を含む社会のすべての構成員が関与することを認識し、この移行が誰一人取り残さない、公正かつ包摂的であることを確保するという我々のコミットメントを確認する。」と記載。
87	第1部第2章 2 今後の環境 政策が果たす べき役割	P27, 36行目	「（「以下「新たな成長」という。」）」は「（以下「新たな成長」という。））」のほうがよい。
88	第1部第2章 2 今後の環境 政策が果たす べき役割	P28, 21行目	「100年企業」をモデル的存在として引き合いに出すのであれば、100年企業の大半が中小企業であることを述べるべきです。確かに数%大企業も存在しますが、売上高10億円未満が約80%、従業員数50人未満が約85%です。10人未満で見ても約55%です。昨今、中小企業に対する一面的な生産性評価による中小企業へのネガティブな論調が散見されますが、その主張にも多くの誤解があり、正しい理解を国民に伝えていとは言えません。この機会に、中小企業の社会的存在価値を正しく記述していただければと思います。 （但し、当然中小企業自身にも問題点、課題はあります。ただ、労働生産性だけが生産性ではなく、全要素生産性など幅広く生産性を捉える必要があります。2000年代初頭の中小企業白書では、全要素生産性に焦点をあて、その成長率の平均値は大企業より中小企業の方が大きいと評価しています）100年企業の記述部分では、是非上記のような趣旨を書きこんでほしいと思います。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
89	第1部第2章 2 今後の環境 政策が果たすべ き役割	p29, 脚注70	<p>・意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたい。 「脱炭素エネルギー供給インフラ（『既存の電力・都市ガス供給インフラ及び』既存設備の有効活用を含む。）」</p> <p>・理由 原文では、脱炭素エネルギー供給インフラとして有効活用できるものとして、既存設備が含まれることが記載されているが、既存設備のみならず既存のエネルギー供給インフラもこれに該当すると考えられるため、この点を明記いただきたい。本意見では、既存のエネルギー供給インフラとして電力と都市ガスを示したが、電力に関しては原文に記載のとおり、太陽光発電等の再生可能エネルギーの供給が可能ことから脱炭素エネルギーの供給インフラと位置付け得ると思料。また、都市ガスに関しては、カーボンリサイクル燃料であるe-methane（合成メタン）の導入により、都市ガス自体の脱炭素化が可能であり、このとき、ガスパイプライン等の供給インフラを利用することが出来るため、都市ガス供給インフラについても脱炭素エネルギーの供給インフラと位置付けることが適当であるとする。この点は、「GX実現に向けた基本方針の概要」（2023年2月10日閣議決定）においても示されており、政府方針に合致するものとする。</p>
90	第1部第2章 2 今後の環境 政策が果たすべ き役割	p29, 脚注70	<p>・意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたいです。 「脱炭素エネルギー供給インフラ『（既存の電力・都市ガス供給インフラを含む）および』既存設備の有効活用」</p> <p>・理由 自然資本の維持・回復・充実に寄与するものとして「ストックとしての人工の資本、システム」が挙げられ、人工の資本については注釈70にあります。低・脱炭素エネルギーを供給する既存の電力・ガスインフラも重要な人工資本であり、具体的な記載をお願いします。</p>
91	第1部第2章 2 今後の環境 政策が果たすべ き役割	p29, 脚注70, 脚注72	<p>(1) 社会全体の脱炭素に貢献する『公共交通』を注釈70に追記してもらいたい。 (修正後) 「～、ゼロカーボン素材、コンパクト+ネットワークの都市構造、公共交通、環境人材・環境価値など無形資産、コミュニティなど～」 もしくは、「～、ゼロカーボン素材、コンパクト+ネットワークの都市構造（公共交通含む）、環境人材・環境価値など無形資産、コミュニティなど～」</p> <p>(2) 社会全体の脱炭素に貢献する『公共交通』を注釈72に追記してもらいたい。</p> <p>(理由) コンパクト+ネットワークの都市構造だけではなく、都市のコンパクト化と公共交通が連携することで社会経済活動そして脱炭素の観点から都市機能は最大化・最適化されるものであり、都市と都市のネットワーク形成に公共交通は必要不可欠であることから、自然資本及び自然資本の維持・回復・充実に貢献する公共交通を明記いただきたい。</p>
92	第1部第2章 2 今後の環境 政策が果たすべ き役割	p29, 脚注70, 脚注72	<p>①29ページ 注釈70 地域と共生し、(中略)、ゼロカーボン素材、コンパクト+ネットワークの都市構造、鉄道をはじめとする公共交通、環境人材・環境価値など(後略) 注釈72 例えば、(中略)、コンパクト+ネットワークの都市構造や鉄道をはじめとする公共交通は、健康増進、(後略)</p> <p>(理由) 周知のとおり、鉄道は複数の輸送モードの中でもエネルギー効率がが高く、地球環境への負荷が少ないという環境優位性を有しています。我が国のCO2排出の約2割を占める運輸部門における排出削減は、カーボンニュートラル実現のための不可欠な構成要素です。そして、運輸部門の排出削減には、「各輸送モードの脱炭素化」はもとより、既に鉄道網が充実している我が国では、都市圏や都市間輸送を中心に鉄道がその特性を發揮できる分野において、自動車や航空機といった他の輸送モードに対して、相対的に低炭素な鉄道の利用がより一層選択されるようにすること(モーダルシフト)が、国全体の環境負荷の低減に特に効果的であると考えております。</p> <p>輸送モードとしての鉄道の脱炭素化において、我が国の鉄道の大部分は電化されているため、電源構成の改善によって、直接的に大きなCO2削減効果を得ることが可能です。さらに、電源構成の改善のほか、省エネ型車両・設備の導入や燃料電池車の開発といったGX投資を組み合わせることで、鉄道の環境優位性は一層高まり、現在以上に2050年カーボンニュートラルの実現に貢献することが可能です。</p> <p>また、旅客輸送も含めたモーダルシフトにおいて、海外では、気候変動に関する取り組みにより、都市部への自動車乗り入れ規制、短距離航空路線の最適化、鉄道の利便性向上支援や鉄道利用を促進するプライシング等により、積極的にモーダルシフトを促す政策が実施されている事例も多く見受けられます。</p> <p>これらを踏まえ、第六次環境基本計画においても、鉄道をはじめとする公共交通の利用促進や移動・輸送における相対的に低炭素な輸送モードへのモーダルシフトについて、明記いただきたくお願いする次第です。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
93	第1部第2章 2 今後の環境 政策が果たすべ き役割	P30, 10行目	<p>・意見 下記の原文を、修正案のとおり修正いただきたい。 原文「既に直面している危機を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを始め目標としてのあるべき姿、ありたい姿を、すべての国民が明確に共有することができるよう、政府がリーダーシップを発揮することが必要である。加えて、その実現の道筋についても決して容易ではなく、利用可能な最新の科学的知見を踏まえた中長期的な時間軸を持った国民全体の参加と多様な創意工夫、努力が必要であること、」 修正案「既に直面している危機を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを始め目標としてのあるべき姿、ありたい姿を、すべての国民が明確に共有することができるよう、政府がリーダーシップを発揮することが必要である。その実現は決して容易ではなく、企業や地域等においては一足飛びに脱炭素化を実現できない主体も存在することを踏まえ、多様なエネルギー源や多様な道筋の確保が必要である。加えて、利用可能な最新の科学的知見を踏まえた中長期的な時間軸を持った国民全体の参加と多様な創意工夫、努力が必要であること」</p> <p>・理由 2050年カーボンニュートラル達成に向けては、企業や地域等のカーボンニュートラルに向けた取組み必須であり、その取組みにおいてはトランジションの考え方が重要である。日本は他の主要国と比較して石炭・石油の依存度が高く（約65%）、製造業のエネルギー消費においても約56%が石炭・石油を利用していることを踏まえるとv、これらのエネルギーから天然ガスへの転換の余地は残されており、足下のトランジションを進める上では、天然ガスへの転換が有効な取組みだと考えられる。加えて、企業や地域等のトランジションにおいて、多様なエネルギー源と多様な道筋の中から適切な選択を行う中で、カーボンニュートラルに係る技術開発が促進され、国民全体の「Wellbeing/高い生活の質」に繋がるものと考えられる。このトランジションの考え方は、「クリーンエネルギー戦略 中間整理」（2022年5月13日公開）にも示されておりvi、政府方針に合致するものと考えられる。</p>
94	第1部第2章 2 今後の環境 政策が果たすべ き役割	P30, 10行目	<p>・意見 下記の原文、二重括弧を追記いただきたいです。 「既に直面している危機を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを始め目標としてのあるべき姿、ありたい姿を、すべての国民が明確に共有することができるよう、政府がリーダーシップを発揮することが必要である。『その実現は決して容易ではなく、企業や地域等においては一足飛びに脱炭素化を実現できない主体も存在することを踏まえ、多様なエネルギー源や多様な道筋の確保が必要である。』加えて、利用可能な最新の科学的知見を踏まえた中長期的な時間軸を持った国民全体の参加と多様な創意工夫、努力が必要であること」</p> <p>・理由 国土のストックとしての価値向上の中で、災害時の地域のエネルギー等のレジリエンスを高める方法として、地域と共生した再エネ拡大にフォーカスされていますが、バックアップとして多様なエネルギー源の確保も重要となります。地域の自立の視点と合わせて、既存の電力・ガスインフラも活用した地域間での支え合いの視点についての記載もご検討ください。</p>
95	第1部第2章 3 今後の環境 政策の展開の基 本的考え方 (1) 環境・経 済・社会の統合 的向上に向けた 取組の具体化	P30, 16行目	<p>○ 目下の3つの危機（気候変動、生物多様性の損失及び汚染）に政府を挙げて本気で取り組む姿勢を、分かりやすい言葉で、かつ明確に示すことが必要ではないか。</p> <p>○ 例えば、以下を冒頭に位置付けてはどうか。</p> <p>・ 「勝負の10年」であることを認識し、前例や慣習には必ずしもとらわれず、（官も民も）チャレンジ精神をもって、大胆かつ迅速に対応すべきこと。</p> <p>・ その際に、SDGsの17の目標を同時に達成することが社会経済的に必要となっていることを十分に認識して行動すること。例えば、気候変動への取組が生物多様性を毀損する可能性があることなどにも十分配慮し、むしろ相乗効果・シナジーを発揮させるように取り組むこと。</p>
96	第1部第2章 3 今後の環境 政策の展開の基 本的考え方 (2) 環境 政 策の原則・理念 を前提とした国 際・国内情勢 等への的確な対 応	P31, 26行目	<p>「・・・COPにおけるパリ協定実施ルール・・・」とあるが、締約国会議の回数の表記をしないのでよいのか疑問。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
97	第1部第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P32, 13行目	意見(9) 【ステークホルダーの参画について明記】 (2) 環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢等への的確な対応 第4パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。 ○このような流れも織り込んだ持続可能な社会を示すことが求められていることから、これまでの累次の環境基本計画において提示されてきたような環境政策の原則や理念を土台にした上で、国際・国内情勢の変化を的確に捉え、将来世代の利益を意思決定に適切に反映させることも視野に、国内対策の充実や国際連携の強化を進める必要がある。『そのためには、社会のすべての人々が、変革を促進する上で果たす役割の重要性を認識し、多様なステークホルダーの意思決定への関与、協議、リーダーシップ、意味のある参加を推進する必要がある。』 <意見の理由> ・G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ(パラグラフ19)にて、「我々は、企業や産業、労働者や労働組合、若者や子ども、障害者、女性や女兒、先住民族、人種的・民族的マイノリティ及び疎外された人々を含む社会のすべての人々が、変革を促進する上で果たす役割の重要性を強調する。また、我々は、2030アジェンダとそのSDGsに沿った環境正義と社会的・経済的持続可能性を達成するためには、市民の強固な関与及び参加が不可欠であることに留意する。したがって、我々は、社会のすべてのセグメントと緊密に協力し、意思決定や指導的役割への積極的な関与、協議、リーダーシップ、意味のある参加を支援することにコミットする。」と記載されています。
98	第1部第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方 (3) パートナーシップの充実・強化：政府、市場、国民の共進化	P33, 6行目	(5) 国民の行動変容への働きかけに関する具体の施策や、行動変容に対する何らかの手立て・方針を明記してもらいたい。 (理由) p. 33の6行目「国民の環境意識の向上に働きかける施策や行動、国民相互のコミュニケーションの充実、政策決定過程への国民参画と、その成果の可視化が必要である。」とあるが、国民の環境配慮や環境への取組がただの負担増とならないために、また、国民が持続的に取り組むことができる動機付けなどの工夫が必要である。
99	第1部第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方 (3) パートナーシップの充実・強化：政府、市場、国民の共進化	P33, 18行目	「パートナーシップの充実・強化：政府、市場、国民の共進化」の節で、「グリーンウォッシュ防止」を明確位置づけるべき。 [理由] UNEPの「Regulatory Frameworks to Combat Greenwashing」で政府に対しグリーンウォッシュ防止を掲げている。
100	第1部第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方 (4) 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～	P33, 19行目	○ 一般的な読者のために、地域循環共生圏の標準化された包括的な定義を紹介することが重要である。例えば、以下のような説明が可能である。 「地域循環共生圏は、地域空間内の都市と農村のつながりの特徴をいかし、脱炭素化、最適な資源循環、自然との調和、経済活性化を同時に実現することで、自立した持続可能な分散型社会を目指す統合的な政策アプローチである」。
101	第1部第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方 (4) 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～	P33, 19行目	○ 地域循環共生圏の実践にはボトムアップ・アプローチが必要であり、そのためには「地域・農村の活性化」、「パートナーシップの構築」、「共同開発」、「脱炭素化」、「資源循環」、「都市・農村」、「都市・地域」といった観点をより重視する必要がある。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
102	第1部第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方 (4) 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～	P33, 19行目	○ 第5次環境基本計画の実施過程において、地方自治体が開発計画行動やマスタープランに地域循環共生圏を含めるための基本的な指針文書が必要であることが認識されており、第6次環境基本計画では、同指針となる文書や政策枠組みの策定の必要性を記述する必要がある。
103	第1部第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方 (4) 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～	P33, 19行目	○ 都市部と農村部の相乗的発展に向けた取組が重要である。例えば、横浜市は2050年までにネットゼロ目標を達成するために、クリーンで再生可能なエネルギーの継続的な供給を確保するための協定を16以上の自治体と締結した。このような都市と農村のパートナーシップの優れた事例から学ぶことを促進すると同時に、他の地方自治体の能力向上に取り組むことの重要性を記述してはどうか。
104	第1部第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方 (4) 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～	P33, 19行目	○ 気候変動対策に関する国や世界の政策アジェンダに沿って、現在、より多くの都市が野心的な気候変動とSDGsの目標を設定している。しかし、社会・経済・環境の各目標を同時に達成するためには、都市と農村のつながりの本質を主流化し、地域で利用可能な資源の最適利用を確保することが重要である。
105	第1部第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方 (4) 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～	P33, 19行目	○ 過疎化、高齢化、地方経済の縮小など、新たな社会的課題に対処するため、日本の自治体計画において地域循環共生圏アプローチをさらに推進する必要がある。 ○ その後、アジア太平洋地域規模でリーダーシップを発揮し、統合的なアプローチとして、またSDGsや気候変動・生物多様性行動の進捗を加速させる手段として、現在の不足分や現地化の必要性を十分に考慮した上で、地域循環共生圏を導入・推進する必要がある。
106	第1部第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方 (4) 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～	P34, 11行目	「地域経済を支える企業（中小企業を含む。）や金融機関とのパートナーシップを強化すること、デジタル技術を活用した地域の魅力向上や環境・経済・社会課題の解決を実現していくことを通じて」 ↓ 「地域経済を支える企業（中小企業を含む。）や金融機関とのパートナーシップを強化すること、地域のスポーツ団体や文化団体による発信力を活用すること、地域デジタル技術を活用した地域の魅力向上や環境・経済・社会課題の解決を実現していくことを通じて」 [理由] ・ 第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会でのとりまとめ資料に「文化・スポーツの力」が位置づけられている ・ UNFCCCの「Spots for Climate Action」のObjective 2で、スポーツを地球市民の間での気候認知及び気候アクションを加速させるための統合ツールとして活用することが掲げられている。 ・ 環境省のプログラム「気候変動xスポーツ」で、スポーツを活動の一つのハブとして位置づけてきた経緯がある
107	第1部第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方 (4) 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～	P34, 11行目	地域循環共生圏の記述の中で、「地域経済を支える企業（中小企業含む）」という部分があり、唯一「中小企業」という言葉が登場します。しかしこの表現では、実態として、いかに地域経済を中心的に中小企業が支えているのかが伝わりにくいと思います。地方ほどその地域には中小企業しか存在しないというところが大多数です。そのことが伝わるような表現が欠けているので、地域循環共生圏の説明には、中小企業の存在が不可欠であることを書き加えてほしいと思います。特に、全従業者数の7割を占めている中小企業は、国民生活を支えているということ、これが厳然たる事実です。そのこと抜きに、地域循環共生圏を語ることはできないと思います。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
108	第1部第3章 1 環境政策における原則等	P35, 6行目	<p>○ 将来世代の選択可能性の幅ができるだけ広がるように、現在世代の政策決定を行うという考え方を一つの原則として打ち立てられないか。いわば未来可能性(futurability)を最大化しようとする原則である。個別政策としては、例えば資源開発の数十年スケールでの進捗調整などとして現れる。資源急速消費型の文明からの脱却を促す一つの論拠となりうる。</p> <p>○ また、こうした考え方によって、できるだけ広く継承された選択の可能性(自己実現の機会)は、出自・性別・宗教宗派等によって差別されることなくできるだけ均等に付与されることとなるよう、現在の様々な政策を整えていくことを原則として打ち立てられないか。将来世代に対する衡平な機会付与の原則化である。その実現には、いわゆる狭義の環境政策の範疇を超えて、経済・社会制度に大きくメスを入れていく必要が生じるが、旧タイプの持続的発展論にみられる保守性に対する対抗原理としても働きうる。</p> <p>○ これらはいずれもSDGsやD&I、あるいは、DE&Iの文脈で国際的にも議論が進んでおり、特に衡平性については、考え方そのものは整理されてきているものと思慮する。</p> <p>6 A・センのケイパビリティアプローチでは、社会における人間の多様性を認め、人によって(またその属する経済・社会によって)その効用を達成する手段は異なることを重視している。このため、人間の効用をその達成された結果から評価するのではなく、その効用を達成するために各個人が選択できる可能性の自由度によって評価しようとしている。</p>
109	第2部第1章	P36	<p>意見1</p> <p>サステナビリティに関する投資家からの情報ニーズの高まりを受け、2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board: ISSB)がサステナビリティ開示に関するグローバル・ベースラインとなるIFRSサステナビリティ開示基準を公表した(※1)。また、我が国においても、財務会計基準機構の下に設置されたサステナビリティ基準委員会(Sustainability Standards Board of Japan: SSBJ)による基準開発が進められているところである。こうした開示基準開発の動きとともに、我が国の制度開示書類である有価証券報告書において、サステナビリティ情報の開示が義務付けられるなど、企業グループ単位でのサステナビリティ情報の年次報告が求められるようになってきている。</p> <p>このように、企業の情報開示やそれに伴う取組は拡大しており、今後の環境保全に関する施策を進めていく上では、こうした企業の取組を支援し、効果的かつ効率的な環境情報開示を可能とするための政策を進めることが重要である。そのような観点から、六つの重点戦略に加え、企業の環境情報開示に係る取組の支援・促進も重点戦略に取り上げることが望む。</p>
110	第2部第1章 1 個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定	P36, 9行目	<p>6つの視点に加えて、閣議決定されている中小企業憲章に触れてほしいです。中小企業憲章では、中小企業を国家の財産と位置付け、地域社会と住民生活に貢献している存在であると中小企業の重要性が述べられています。この「中間取りまとめ」にも書かれているように、大量生産、大量消費型の社会の転換が求められています。その担い手は誰か?その地域に暮らし根付いているある種「植物」のような存在の中小企業です。中小企業の多くは大量生産・大量消費の資源浪費型企業ではありません。特に、中小企業経営者は地域の世話役やリーダーとして役割を担っているため、地域や顧客に対して永続的安定的信頼関係の維持が大前提であり、その地域で最大利益を目的にして、魅力が無くなれば移転する大企業(海外など)とはかなり成り立ちが違います。その地域の自然環境についても、経営と一体のものとしてとらえることができる存在が中小企業です。実際に中小企業による森林保護再生、地元資源の活用、小学生等学生へのエコ活動など事例は数多くあります。以上のことから、7つ目の視点として中小企業の活躍に期待するような文章を加えてほしいです。</p>
111	第2部第2章	P37	<p>意見2</p> <p>既に環境省では、気候変動に関する企業の取組を支援するために、例えばシナリオ分析のサポートや、CO2排出量の測定・削減に関連する検討が進められており、こうした支援を今後も継続・拡大していくことで、民間資金・民間活動を通じた面的な対応が可能となると考えられる。</p> <p>また、2023年9月に自然関連財務情報開示タスクフォース(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures: TNFD)のフレームワークの最終提言も公表され、今後は気候変動だけでなく自然全般についての開示と具体的な対応が広がることが予想される。多くの企業においては自然や生物多様性の評価に関するノウハウが蓄積されていないため、これらの取組を支援することで、企業の対応を加速化させることが可能であると考えられる。</p> <p>こうした観点から、具体的な取組として、以下の政策を進める旨を記載することについて検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティ開示と温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK制度)等の既存の環境情報関連規制と連結性(整合性)を確保するための取組(報告対象期間の弾力化) ・ スコープ2、3に関する排出係数情報の環境整備(タイミング、範囲) ・ 気候変動のシナリオ分析や生物多様性インパクト評価等のサポート
112	第2部第2章 (1)「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	P37	<p>意見3</p> <p>本文では投資について記載されているため、表題にも「投資」を含めることを検討いただきたい。その場合、例えば、以下のような記載が考えられる。</p> <p>「新たな成長」を導く持続可能な生産、消費及び投資を実現するグリーンな経済システムの構築</p>
113	第2部第1章 1 個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定	P37, 3行目	<p>○ 「環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・国際協調の推進(仮称)」を「環境・サステナビリティを軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・国際協調の推進(仮称)」として、「サステナビリティ」を加えてはどうか。グローバルでは、環境だけでなくサステナビリティを視野にいれて人権・ビジネス・未来が語られているため。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
114	第2部第2章 (1)「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	P37, 27行目	<p><気候変動の視点></p> <p>○ 経産省主導のGX基本方針、関連法は産業政策的側面が強く、排出削減効果を十分に検討・検証しているとは言えない。本基本計画で描く「「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システム」では、2050年ネットゼロに向けて累積排出量を極力抑えるような経路を目指していることを明確に示す必要がある。その上で、そうした経済システムが人々のwell-beingを向上させ、持続可能な生産と消費の実現を目指すものであることを示す必要がある。</p> <p>○ その際、DXが脱炭素化に向けた取り組みのベースになりうることも明記することが必要である。まず、DXの促進による、高付加価値化、新たなサービスの創造に寄与すると同時に、生産性の向上（社会全体の効率改善）によるエネルギー需要の大幅削減をもたらす効果についての記述が必要。さらに、DXがエネルギー消費のリバウンドに繋がらないように、需要側の取り組みを促進するなどの政策措置の重要性もあわせて明記することが必要。</p> <p>○ 第5次基本計画で明記されていた、火力発電（特に石炭火力）からの排出を大幅に低減させることの必要性が、本とりまとめでは抜けている。2023年G7広島首脳コミュニケに基づき、「2035年までに電力セクターの完全または大半の脱炭素化および1.5℃目標を射程に入れ続けることに整合した形で、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速」（パラ25）の重要性、必要性を再度確認する必要があると考える。</p>
115	第2部第2章 (1)「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	P37, 27行目	<p><循環経済の視点></p> <p>○ 「「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」には、製品所有の再考、脱物質化、サービサイジング、デジタル化、持続可能な資源利用、オンラインプラットフォームの活用などをキーワードとするような社会技術システムの転換を目指す必要がある。そのためには、様々な実験的な試みや、起業の試みを支援する必要がある。そのため、このセクションの記述は、従来の環境政策的な記述や、消費者行動の変容を強調するものよりは、来る脱炭素社会、プラスチック汚染フリー社会にふさわしいサービス提供に関わる制度改革、インフラ転換、技術革新、新たなビジネスモデル、ライフスタイル転換へのインセンティブ、舵取りを強調するものとしてはどうか。</p> <p>○ なお、成長の議論においては、GDPなどの「フロー」指標に重点が置かれがちであるが、持続可能な生産と消費の実現のためには、ストックとフローを組み合わせた戦略が重要なので、それを考慮した書きぶりが期待される。</p>
116	第2部第2章 (1)「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	P38, 29行目	<p>○ 国際的なバリューチェーンを通じた環境負荷削減について言及されていることに賛同する。一方で、生物多様性・生態系サービスについてもこれから情報開示が求められるようになることから、脱炭素に留まらない記述が必要。</p>
117	第2部第2章 (1)「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	P38, 33行目	<p>・意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたい。 「また、地域と共生する再生可能エネルギーの最大限の導入、エネルギーの効率的な利用、『カーボンリサイクル燃料の活用、』クレジット認証制度の活用等による炭素吸収源対策」</p> <p>・理由 カーボン・クレジットによるオフセットを活用する際には、まずは自らのエネルギー消費量の削減やエネルギー転換等による排出量削減が最優先であり、それらを進めた上で残った排出量について、排出量削減を補完する目的でクレジットを活用すべきである（ヒエラルキーアプローチという考え方）。この点を踏まえ、エネルギー転換等による排出量削減の手段として、「カーボンリサイクル燃料の活用」を追記いただきたい。この「カーボンリサイクル燃料」については、「GX実現に向けた基本方針」（2023年2月10日閣議決定）のGXに向けた脱炭素の取組の文脈で記載された内容であり、政府方針にも合致するものと考え。</p>
118	第2部第2章 (1)「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	P39, 8行目～18行目	<p>○ ESG投資の拡大に向けた具体的な方策を追記してはどうか。本パラグラフ（ESG投資など言及箇所）の次に、以下のような内容を含む事項を追加することを提案する。 「上記のESG投資の拡大に関しては、第5次環境基本計画のもとで、ESGに関する理解の促進、情報開示の拡大と質の向上、投資家と企業との対話プラットフォームの整備が進められ、低炭素化プロジェクトを含むグリーンプロジェクトの支援やグリーンボンド発行や投資の支援が行われてきた。第6次環境基本計画ではこれをさらに強化するために、（1）グリーンプロジェクトの需要を更に喚起するため、グリーン投資の対象として適格な事業をより明確にする。とりわけ、これまで投資が限定的な生物多様性、循環経済、気候変動適応、ネットゼロへのトランジションの分野に重点を置く。（2）特に横展開が期待されるグリーンプロジェクトについては、政府資金を呼び水として民間資金を動員するブレンディッドファイナンスを拡大する。一例としては、脱炭素先行都市地域や地域循環共生圏に関するモデル事業等において、官民パートナーシップのもとで設立された（株）脱炭素化支援機構との協調融資などを強化する。（3）環境面を含むサステナビリティに関する情報開示の国際基準（ISSB基準）化に備えて事業者が対応していくための支援を行う。 また、グリーン投資のすそ野を広げる観点から、特に中堅・中小企業がグリーンファイナンスを活用するべく、金融機関等との連携を通じてESG金融に関する理解促進支援を強化する。この場合、上記（3）のサステナビリティに関する情報開示の国際化にむけた事業者支援とパッケージで行うことが効果的である。更に、グリーン投資の規模拡大だけでなく質の向上を高める観点から、グリーンボンドやグリーンローン等において環境改善効果や環境問題解決への貢献というインパクトを把握しモニタリングする仕組みを検討するなど、市場関係者がグリーンウォッシングを排除する環境整備を支援する。」</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
119	第2部第2章 (1)「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	P39, 13行目	「環境金融」→「ESG金融」 [理由] ・環境省環境金融室では「ESG金融」という用語を使っているため、統一したほうが良い。 ・中間とりまとめの中でも、すでに「ESG金融」を使っている箇所がある
120	第2部第2章 (2)自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	P39, 33行目	○ 30by30のみの言及では不十分。CBD-COP15採択の昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）のターゲット1の包括的な空間計画、2の生態系回復、3の30by30、4の種・遺伝子の保全への統合的な貢献について冒頭に示すことが望ましい。
121	第2部第2章 (2)自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	P39, 37行目	○ 気候変動との関係についてはパラを分けて記載してはどうか。重要課題で強調する必要があるのと、GBFターゲット8との関連性に言及することが必要。
122	第2部第2章 (2)自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	P40, 1行目～2行目	○ 都市部と地方部の両方に言及する必要がある。「『生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）』やグリーンインフラの実装を都市部と地方部の双方で推進し、よってネイチャーポジティブに貢献し、…」と修文してはどうか。
123	第2部第2章 (2)自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	P40, 8行目	○ セクション（2）は「国土のストック価値向上」がテーマだが、そのためにはストックの維持管理に寄与する農林水産業や観光業の従事者が各地に一定数いることが前提となる。従ってこのパラでは、多極性（分散）が国土ストック価値向上に必要不可欠であることをより強調すべきではないか。 ○ ただし、食料生産は「国土ストック」の重要な要素だが、やり方によっては自然環境を害するので、「自然共生型の食料生産」というフレーズを明示的に入れてはどうか。農林水産省の「みどりの食料システム戦略」とも通じる点である。 ○ 「多極集中」という言葉がわかりにくいので説明が必要と思われる。一極集中と多極分散の両方の要素を含むと思われるが、多様な捉え方ができるので混乱を回避するために注釈をつけてはどうか。
124	第2部第2章 (2)自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	P40, 8行目～17行目	○ コロナ禍を経て、古くて新しい「大都市への一極集中を是正し、自立・分散型社会を目指す」や「重層的多極集中型の国土構造の実現」が現実味を帯びてきたのは貴重な流れであり、この流れを大切にしなければいけないという点に賛同する。しかしながら、感染防止措置が緩和されるに伴い人の流れが都心に回帰しており、こうした流れが弱くなっている可能性がある。 ○ 依然として、容積率の緩和などによる都心の開発促進が、大都市への人口集中の遠因となっている。「自立・分散型社会を目指す」と掲げるのであれば、このような容積率緩和を認めない「大都市の開発規制」の必要性を追加してはどうか。
125	第2部第2章 (2)自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	P40, 12行目	・意見 下記の原文を、修正案のとおり修正いただきたい。 原文「そのためにも、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を進め、また、災害時も含めたエネルギー供給等を図ることで地域のレジリエンスを高める」 修正案「そのためにも、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を進め、また、災害時も含めたエネルギー供給の観点から、電力、天然ガス等の地域間相互融通のための輸配送ネットワークの強化や供給拠点の地域分散化を促進することで地域のレジリエンスを高める。」 ・理由 「国土形成計画」（2023年7月28日閣議決定）において、災害時におけるエネルギー確保の観点においては、地域間のエネルギー融通に関する事項も位置づけられており、本環境基本計画においても、この点を踏まえた記載をすべきである。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
126	第2部第2章 (2)自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	P40, 12行目	・意見 下記の原文を、修正案のとおり修正いただきたいです。 原文「そのためにも、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を進め、また、災害時も含めたエネルギー供給等を図ることで地域のレジリエンスを高める」 修正案「そのためにも、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を進め、また、災害時も含めたエネルギー供給の観点から、電力、天然ガス等の地域間相互融通のための輸配送ネットワークの強化や供給拠点の地域分散化を促進することで地域のレジリエンスを高める。」 ・理由 「国土形成計画」（2023年7月28日閣議決定）において、災害時におけるエネルギー確保の観点においては、地域間のエネルギー融通に関する事項も位置づけられており、本環境基本計画においても、この点を踏まえた記載をすべきと考えます。
127	第2部第2章 (2)自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	P40, 19行目	○ 都市の空間計画における緑地及び親水空間の重視について、より明示的に記載すべき。パラ内に自然資本という単語が多く上がっているが、具体的に自然資本をどうすべきという記載がない。例えば都市のコンパクト化や、災害リスクの高い地域からの立地移転によって生じる余剰地の自然回復等について、もっと踏み込んで記載してはどうか。
128	第2部第2章 (2)自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	P40, 19行目～20行目	(3) “公共交通”が『社会全体の脱炭素』および『地域の活性化』の要素を包含・明確化するために、p. 40 19, 20行目に公共交通の利用促進を追記いただきたい。 (修正後)「都市のコンパクト化や持続可能な地域公共交通ネットワークの形成、公共交通の利用促進等～」 (理由) p. 40の19行目のパラグラフにて、「持続可能で魅力的なまちづくりに向けて、都市のコンパクト化や持続可能な地域公共交通ネットワークの形成等は、自動車走行量の減少等を通じて、温室効果ガス排出量の削減（脱炭素電源、燃料の効率的な利用を含む。）に寄与するとともに」と記載されているに留まり、公共交通インフラの維持・存続が重要と記載はしているが、都市部も含めて公共交通の利用促進が重要という趣旨では記載されていない。
129	第2部第2章 (2)自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	P40, 19行目～23行目	《意見》 鉄道をはじめとする公共交通は、地域の持続可能で魅力的なまちづくりに向けた「都市のコンパクト化」や「中心市街地の活性化」等への寄与のみならず、自家用車利用からの転換により、環境政策の大きな柱である温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献するものであることから、今回の新たな環境基本計画に「公共交通の利用促進」について明記いただきたい。 《理由》 ・政府は、地球温暖化対策として「2050年カーボンニュートラル」を宣言しており、弊協会においても「CO ₂ 排出量の最大限の削減」を行動計画の目標に掲げている。 ・公共交通（特に鉄道）は自家用車と比較して環境優位性が極めて高く、自家用車からの転換を促進することにより日本全体の温室効果ガス排出量削減のペースアップに資する。
130	第2部第2章 (2)自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	P40, 19行目～31行目	②40ページ 19～20行目 「関連して、（中略）、地域公共交通ネットワークの形成及び鉄道をはじめとする公共交通の利用促進等は、自動車走行量の減少等と通じて、（後略）」 (理由) 周知のとおり、鉄道は複数の輸送モードの中でもエネルギー効率がが高く、地球環境への負荷が少ないという環境優位性を有しています。 我が国のCO ₂ 排出の約2割を占める運輸部門における排出削減は、カーボンニュートラル実現のための不可欠な構成要素です。そして、運輸部門の排出削減には、「各輸送モードの脱炭素化」はもとより、既に鉄道網が充実している我が国では、都市圏や都市間輸送を中心に鉄道がその特性を発揮できる分野において、自動車や航空機といった他の輸送モードに対して、相対的に低炭素な鉄道の利用がより一層選択されるようにすること（モーダルシフト）が、国全体の環境負荷の低減に特に効果的であると考えております。 輸送モードとしての鉄道の脱炭素化において、我が国の鉄道の大部分は電化されているため、電源構成の改善によって、直接的に大きなCO ₂ 削減効果を得ることが可能です。さらに、電源構成の改善のほか、省エネ型車両・設備の導入や燃料電池車の開発といったGX投資を組み合わせることで、鉄道の環境優位性は一層高まり、現在以上に2050年カーボンニュートラルの実現に貢献することが可能です。 また、旅客輸送も含めたモーダルシフトにおいて、海外では、気候変動に関する取り組みにより、都市部への自動車乗り入れ規制、短距離航空路線の最適化、鉄道の利便性向上支援や鉄道利用を促進するプライシング等により、積極的にモーダルシフトを促す政策が実施されている事例も多く見受けられます。 これらを踏まえ、第六次環境基本計画においても、鉄道をはじめとする公共交通の利用促進や移動・輸送における相対的に低炭素な輸送モードへのモーダルシフトについて、明記いただきたくお願いする次第です。
131	第2部第2章 (3)環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり	P41, 23行目～27行目	○ 「地域に豊富にある資源を持続可能に活用することで、地域外から資源を購入することによる地域外への資金流出を防ぐ・・・魅力的な地域づくりに繋げる」については、概念的な整理としては賛同するが、具体的にどのような地域資源を域内の好循環構造に転換するのかについて例示する必要がある7。 7 内橋克人氏が提唱した「FEC自給圏（食料、エネルギー、医療福祉の三領域を地域循環経済の基幹産業にする）」というような考え方もあり、地域資源について具体的に一歩踏み込んだ方向性を示せると良いのではないかと。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
132	第2部第2章 (3) 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり	P42, 6行目 P43, 5行目	42ページ6行目に「Well-being」とあり、「高い生活の質」の語句がないのは他所の標記では必ず英語表記も使用していると思うので同様にすべきである。 なお、43ページの5行に「国民の高い生活の質」の前後に「Well-being」の標記がないのは「高い生活の質」の前に「国民」という語句が付加されているから他所と異なる表記にしたものと理解。
133	第2部第2章 (3) 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり	P42, 28行目	○ 「〇 脱炭素先行地域の創出や重点対策の取組を始めとした地域脱炭素施策を通じて、地域課題解決と脱炭素の同時実現を目指し、こうした先行的な取組を更に深化させるとともに、都道府県や金融機関、地域エネルギー会社と連携し、」の下線部を、「地方環境事務所が他省庁の地方事務所と連携しながら、都道府県や金融機関、地域エネルギー会社、温暖化防止活動推進センター、環境パートナーシップオフィス、地方大学・研究機関等と連携し、」と修文してはどうか。地域のステークホルダーによる連携は非常に重要である。排他的にならないよう、主要な機関を列挙し、各主体のオーナーシップを高めることが重要。 ○ また、これらの取組みを支援するための、「中間支援機能およびその強化」が必要で、それについても追記するべきではないか。
134	第2部第2章 (3) 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり	P42, 38行目～P43, 18行目	○ 「「新たな成長」の実現に貢献する地域循環共生圏の実装・・・」の項や次の「加えて、ESG金融の拡大に呼応し、・・・」の項については、特に地域の中小・中堅企業(SMEs)が「地域課題の解決そのものを経済的価値と捉える事業を発掘して事業性を見極めつつ適切な融資・支援を行う取組み、即ちESG金融の実践」が重要。 ○ 内閣府主導により地方創生SDGs金融の取組みが進められているが、自治体、地域金融機関、地域の中小企業(SMEs)が一体となり、地域課題の解決に企業成長機会の創出を見いだせるような、より一層の連携体制が必要。 ○ IGESのサテライトオフィスの一つである北九州アーバンセンター(KUC)では、その所在地である北九州市ともに、「(仮称)北九州SDGs認証制度」の制度設計を進めており、全国に先駆けたESG地域金融、地方創生SDGs金融のモデルを作っているところである。
135	第2部第2章 (4) 「Well-being/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現	P43, 20行目～P45, 7行目	○ 本計画で「Well-being/高い生活の質」にこれだけの紙幅を割いていることは高く評価する。また、43ページ23行からの記述を、環境汚染や気候変動等に関連する生活のリスクから言及し始めていることや、44ページにおいて「健康・福祉や教育、コミュニティや文化、人と動物の共生する社会などの非市場的な価値」を含むものとしていることなども、素晴らしい着眼点であると考えられる。 ○ より一層の生活者視点を重視した書きぶりをめざすのであれば、同時に、平等、安全性、福祉、健康、教育、そしてそれらを提供する公共サービスが不可欠であることを強調する必要がある。さらに「Well-being/高い生活の質」を実現する過程で、社会の不安定性を助長しない公正な移行(トランジション)を実現するために必要な要素について、併記する必要があるのではないかと。 ○ その上で、いくつか、加筆を検討していただきたいポイントがある。 1. 現状と今後の我が国における「Well-being/高い生活の質」を考える上で不可欠な、基本的な生活ニーズや機会の格差についての言及がない。自然資源の恵みを楽しむ機会や、安全な有機食品等を消費できる機会、質の高い教育を受ける機会は、居住地域、所得階層、家族構成などによって大幅に制約される。我が国は、ひとり親世帯の貧困率や子どもの貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い部類に入る。こうした点を無視して「Well-being/高い生活の質」を論じることには自ずと限界がある。現状認識を踏まえた上で「誰もが、より質が高く安全な暮らしを享受できる」ための施策が必要であると明記する必要がある。 2. 「Well-being/高い生活の質」を実現するためにという45ページ25行からの記述やその次のパラグラフは、技術革新やインフラ等による変革に大きな期待が寄せられているような印象を与える。それらのイノベーションが重要であることは論を俟たないが、社会・文化的な要素の変革、例えば地域社会における協働(食の分野における生産者と消費者の協働)や、学び方/働き方等の新しい姿(例えば半農半Xや二つ以上の拠点で暮らす「ふるさと兼業」など)も、「Well-being/高い生活の質」につながり、かつ環境・経済・社会の持続可能性に貢献するものとして注目する価値がある。注89に「イノベーションの範囲について補足する予定」とあり、このような観点への言及に期待する。 3. 本計画を通して問題視されている「大量生産・大量消費・大量廃棄型の生産や消費」については、個人の知識や意識の問題ではない。本質的には、大量生産・消費・廃棄型のシステムでしか生存維持・社会参加等に必要な基本的なサービスを受けることが難しい現在の日本とグローバル経済の仕組みに問題がある。これを転換する上では、別の箇所而言及されている地域循環共生圏のような社会転換と、「誰ひとり取り残さない」機会の平等を実現することが有効。したがって、このWell-beingの箇所においても地域循環共生圏やジャストトランジションへの言及があると良い。 ○ Well-beingについては、気候変動対策の中心にWell-beingを置くなどの革新的なアプローチや視点を組み込むことが必要。気候や環境への取り組みでは見落とされがちな3つの視点(社会的保護と健康、すべての人への質の高い教育、男女平等)は、日本を含むG7諸国にとって非常に重要であり、多面的なwell-being対策への移行と、気候変動対策の策定と実施を同時に可能にする制度・財政改革が重要となる。
136	第2部第2章 (4) 「Well-being/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現	P44, 15行目～17行目	(4) “公共交通”等が『社会全体の脱炭素』だけでなく『地域の活性化』の要素を包含・明確化するために、p.44 15～17行目を以下の通り文章を追記・変更いただきたい。 (変更後)「我々の消費行動を含むライフスタイルやワークスタイルにおいて、価格重視ではなく環境価値の適切な評価を通じ、より環境に配慮した製品やサービスの創出を促進し、新たな需要を生む好循環を形成することが重要である。例えば、都市のコンパクト化や地域公共交通ネットワークの整備を通じて、エネルギー効率の良い公共交通の利用促進やZEVの普及、交通手段の分担などを進めることは、地域経済の維持・活性化と自然資本の維持・回復・充実の両立に有効な取組となる。また、製品や移動の～」 (理由) 公共交通の価値は、『社会全体の脱炭素』のみならず、人々の生活・社会経済活動のベースとして『地域の活性化』にも貢献し、それはつまりWell-beingに貢献するものである。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
137	第2部第2章 (4) 「Well-Being/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現	P44, 15行目～23行目	<p>③44ページ 15～17行目 「我々の(中略)、価格重視ではなく環境価値の適切な評価を通じ、相対的に環境価値が高い(環境負荷が低い)製品やサービスの積極的な選択や、より環境に配慮した製品やサービスの創出を促進し、(後略)」</p> <p>(理由) 周知のとおり、鉄道は複数の輸送モードの中でもエネルギー効率がよく、地球環境への負荷が少ないという環境優位性を有しています。我が国のCO2排出の約2割を占める運輸部門における排出削減は、カーボンニュートラル実現のための不可欠な構成要素です。そして、運輸部門の排出削減には、「各輸送モードの脱炭素化」はもとより、既に鉄道網が充実している我が国では、都市圏や都市間輸送を中心に鉄道がその特性を発揮できる分野において、自動車や航空機といった他の輸送モードに対して、相対的に低炭素な鉄道の利用がより一層選択されるようにすること(モーダルシフト)が、国全体の環境負荷の低減に特に効果的であると考えております。</p> <p>輸送モードとしての鉄道の脱炭素化において、我が国の鉄道の大部分は電化されているため、電源構成の改善によって、直接的に大きなCO2削減効果を得ることが可能です。さらに、電源構成の改善のほか、省エネ型車両・設備の導入や燃料電池車の開発といったGX投資を組み合わせることで、鉄道の環境優位性は一層高まり、現在以上に2050年カーボンニュートラルの実現に貢献することが可能です。</p> <p>また、旅客輸送も含めたモーダルシフトにおいて、海外では、気候変動に関する取り組みにより、都市部への自動車乗り入れ規制、短距離航空路線の最適化、鉄道の利便性向上支援や鉄道利用を促進するプライシング等により、積極的にモーダルシフトを促す政策が実施されている事例も多く見受けられます。これらを踏まえ、第六次環境基本計画においても、鉄道をはじめとする公共交通の利用促進や移動・輸送における相対的に低炭素な輸送モードへのモーダルシフトについて、明記いただきたくお願いする次第です。</p>
138	第2部第2章 (5) 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装 (6) 環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・国際協調の推進	P45, 9行目～P48, 8行目	<p>○ 脱炭素、SDGs、脱プラスチック、新型コロナウイルス感染症拡大からのグリーンリカバリーといった中長期目標を目指す取組は、環境と経済の両立だけではなく、社会的な持続可能性という観点から行われる必要がある。これらの危機への対応は、脱炭素、デジタル化、持続可能なライフスタイル、インフラに関する技術革新への期待を、今よりも高めていく可能性が高い。しかしこうした新たな技術革新は、社会の持続可能性を危うくする可能性も秘めている。そのため、平等、安全性、福祉、健康、教育、そしてそれらを提供する公共サービスが不可欠であることを、ここでも強調する必要がある。</p> <p>○ セクション(5)および(6)に関連するが、科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装に向けて、国内だけに眼を向けていては、今後の技術革新や新たなビジネスモデル創出に枷を設けることとなる。成長著しく、変化への受容性を持つ、途上国(特にASEAN諸国)と連携し、イノベーションの開発・実証と社会実装を、日本の企業や研究機関、途上国の自治体や研究機関が、共創していくような取組を推進する必要がある。</p>
139	第2部第2章 (6) 環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・国際協調の推進	P47, 9行目	<p>「非政府組織」→「非国家主体」 [理由] ・非政府組織はNGOのことだが、現在国連が着目しているのは、自治体、企業、金融機関を含めた「非国家主体(Non-state Actor)」</p>
140	第2部第2章 (6) 環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・国際協調の推進	P47, 34行目	<p>・意見 下記の原文を、修正案のとおり修正いただきたい。 原文 「エネルギー安全保障の強化に向けた取組は、再生可能エネルギーの導入促進、排出削減対策の講じられていない化石燃料の等、温室効果ガスのネット・ゼロの実現に向けた方向性とも一致しており、世界全体での加速化が急務である。」 修正案 「エネルギー安全保障の強化に向けた取組は、再生可能エネルギーの導入促進、低・脱炭素エネルギーの供給源の多様化等、温室効果ガスのネット・ゼロの実現に向けた方向性とも一致しており、世界全体での加速化が急務である。」</p> <p>・理由 エネルギー安全保障の観点からは、排出削減対策の有無に関わらず化石燃料の調達先確保も重要な取組みであり、エネルギー安全保障の観点においては、化石燃料の段階的廃止は必ずしも方向性が一致しているとは言えないと考えられるため。この点は、エネルギー基本計画においても、エネルギー自給率に加えて、トランジションの観点が必要であると記載されておりix、価格変動リスクを抑制するための市場の拡大や供給源多角化等を踏まえると、トランジションにおいては、化石燃料の段階的廃止が必ずしもエネルギーの安全保障に繋がるとは言えないと考えられる。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
141	第2部第2章 (6)環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・国際協調の推進	P47, 34行目	・意見 下記の原文を、修正案のとおり修正いただきたい。 原文「エネルギー安全保障の強化に向けた取組は、再生可能エネルギーの導入促進、排出削減対策の講じられていない化石燃料の段階的廃止等、温室効果ガスのネット・ゼロの実現に向けた方向性とも一致しており、世界全体での加速化が急務である。」 修正案「エネルギー安全保障の強化に向けた取組は、再生可能エネルギーの導入促進、低・脱炭素エネルギーの供給源の多様化等、温室効果ガスのネット・ゼロの実現に向けた方向性とも一致しており、世界全体での加速化が急務である。」 ・理由 排出削減対策の講じられていない化石燃料の段階的廃止は、間接的にはエネルギー自給率の達成に寄与するが直接的にはエネルギー安全保障に関係のないものと考えます。
142	第2部第2章 (6)環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・国際協調の推進	P47, 13行目	○ L13以下の記述に下線を追記することが必要と考える。「気候変動の悪影響の顕在化に伴い、気候変動適応への支援強化や、損失及び損害（ロス&ダメージ）に対する支援を求められており、支援へのアクセスの向上や国際パートナーシップの強化等に一層取り組むことも不可欠である。さらに、アジアの水環境はなお深刻な状況にある地域も多いことから、水環境ガバナンスの強化のための国際連携努力も必要である。」
143	第2部第2章 (6)環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・国際協調の推進	P47, 23行目～36行目	○ サプライチェーンについては、鉱物資源だけでなく、輸入依存度の高い農林産物についても言及する必要がある。農業を森林減少や土地劣化から切り離れた持続可能な生産に切り替える必要性については、2023年採択のG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケにも明記されており、農林産物を輸入する日本にとっての重要性と、生産国の持続可能性リスクの双方に鑑みて、戦略的にサプライチェーンのステークホルダーに対する支援を実施することが必要。 ○ また、国際的には農林作物の責任ある調達として需要側の対策の必要性が強調されており（G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ）、他の消費国と足並みを揃えた対策を検討する必要があることについても明記する必要がある。
144	第3章 重点戦略を支える環境政策の展開	P48, 10行目以降	○ 本章については、年度後半に提示予定とあるが、下記に示す視点や具体的な対策が考慮されることを期待する。 ○ 本章で述べられる対策については、個別対策間の相乗効果（シナジー）とトレードオフについて十分に考慮する必要がある。 ○ さらに、各対策における行動を加速させるためにも、環境分野を越えた相乗効果（シナジー）を生み出していく仕組みづくりに注力することが重要。 ○ また、脱炭素先行地域や地域循環共生圏の取組等、シナジーにまつわる取り組みの蓄積が進んでいることから、これらを適切に分析・整理することが重要。
145	第3章 1 気候変動対策	P48, 10行目以降	○ (1.5℃目標と整合したロードマップの提示) パリ協定、グラスゴー気候合意および第1回グローバルストックテイクの成果を踏まえ、1.5℃目標に整合した経路で2050年ネットゼロを達成するための基本的な考え方、長期大幅削減を実現した社会の絵姿とそれに至る道筋、ロードマップ、対策・施策の方向性等について議論を行ない、国民に分かりやすく提示し、開かれた場において国民的議論を深め、国民各層の理解を得ていく。
146	第3章 1 気候変動対策	P48, 10行目以降	○ (国際的な地球温暖化対策への貢献) パリ協定6条実施パートナーシップセンターを軸に、パリ協定6条に関する開発途上国の能力構築に貢献する。」及び「パリ協定の下での長期低排出発展戦略（長期戦略）の策定・実施において、ASEAN諸国が緩和策と適応策の統合を促進できるよう支援を行なう
147	第3章 1 気候変動対策	P48, 10行目以降	○ (適応対策推進のための国際パートナーシップの強化) 9 多様な関係者とのパートナーシップの強化を通じ、アジア太平洋地域において気候変動リスクを踏まえた最良の科学に基づく意思決定と実効性の高い気候変動適応策の推進を支援するため、「アジア太平洋 適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）」の取り組みを一層推進する。また、損失及び損害（ロス&ダメージ）に対する支援についても積極的に取り組む。
148	第3章 2 循環型社会の形成	P48, 10行目以降	○ 日本のアジア、特に東南アジア地域でのこれまでの3Rや循環型社会分野での国際協調の成果を強調したうえで、プラスチック汚染対策を端緒とした循環経済への転換に向けて国際的なリーダーシップを取っていくことを強調する必要がある。特に、多くの国際機関、欧州の関連機関などが、ASEANで、プラスチック汚染対策と循環経済の促進へ向けて、国際協力プログラムを構築してきている。そのため、日本が、ASEAN+3の枠組、ERIA、JAIFなどの枠組を活用して、IGESの政策研究能力なども活用して、地域の様々な国際協力プログラム間のシナジーを生むメカニズムをASEANと連携して構築していくことを強調してはどうか。
149	第3章 3 生物多様性の確保・自然共生	P48, 10行目以降	○ 資源貿易と農林業生産を森林減少・劣化、生物多様性ロスから切り離す持続可能なサプライチェーンへの移行について、企業の行動を促進、支援する政策の検討が必要だと考える。
150	第3章 3 生物多様性の確保・自然共生	P48, 10行目以降	○ 企業に求められる行動として、調達方針の作成と実施、モニタリング、情報開示と説明責任などがあり、さらに、サプライチェーン上流の情報を下流の企業、最終的には消費者まで提供することが必要になる。一部の先進的な企業では、自ら調達方針を定め、より持続的なサプライチェーンを構築しているが、個々の企業努力だけでは限界があり、それをサポートする政策の検討が不可欠。中小企業も同様の情報開示が求められるが、そのためには支援が必要。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
151	第3章 3 生物多様性の確保・自然共生	P48, 10行目以降	○ 情報開示には、炭素、資源循環、生物多様性、人権など多岐にわたる分野の情報が求められており、それぞれをばらばらに取り扱うのではなく、統合的に取り扱うための施策も求められている。このような支援は国内にとどまらず、海外、特にASEANなどを含めた途上国の企業や農家の支援も重要となるため、日本の重要な輸入元を特定し、戦略的な協力関係を築く必要がある。
152	第3章 3 生物多様性の確保・自然共生	P48, 10行目以降	○ 食料や木材などの一次生産に関わる所で、国内の生物多様性の確保と輸入に伴う海外へのフットプリント削減の両方を見る、相乗効果を狙う視点が入ると良い。
153	第3章 4 環境リスクの管理	P48, 10行目以降	○ (水環境管理改善のための国際パートナーシップ) 水環境ガバナンスの強化を通じたアジアの水環境の改善を推進するため、アジア水環境パートナーシップ (WEPA)の取組を引き続き推進する。
154	第3章 4 環境リスクの管理	P48, 10行目以降	○ (日本の廃棄物処理技術やリサイクル技術等の海外展開) 人、モノ、サービスのグローバル化が進み、以前は開発途上国と言われた国々も経済発展や都市化を続け、経済水準が上昇している。しかし、その一方で人口増加に伴う森林の宅地化や廃棄物や有害物質の排出が急激に増大し、適切な管理が追いつかず、衛生環境の悪化、水質汚染・大気汚染などの環境汚染、海洋ごみ問題、そしてそれらに起因する陸域・海域での生態系の破壊など様々な環境問題や人々への健康被害を引き起こしている。日本の廃棄物処理技術やリサイクル技術、分別の徹底などは、世界でも誇れるものであり、資源効率化や資源循環の分野で世界を先導すべく国際展開していくことが望まれる。
155	第3章 5 各種施策の基盤となる施策	P48, 10行目以降	○ (環境教育・環境学習等の推進) 環境教育・環境学習を実践していく上で、学校現場の教職員はきわめて重要な担い手の一人であるが、その教員を取り巻く環境は「我が国の未来を左右しかねない危機的状況」10にあり、学校教育現場での環境教育の深化・充実には多くの困難を伴っているのが現状である。誰一人取り残さない、質の高い環境教育を目指していくためには、関係省庁・自治体・学校・企業・コミュニティ等が連携して、より充実した環境教育・環境学習を推進していくための体制づくりが求められる。こうしたことを踏まえ、国内各地で環境分野の課題に取り組む研究機関や民間企業等と全国の学校(小中学校・高等学校)、地域コミュニティとの間での人材・情報交流を促進するネットワークづくりを支援し、専門的知識・技能を有した研究者・技術者を環境教育の担い手として教育現場へ派遣することによる、質の高い環境教育を実践していくための取組を促進・強化する。
156	第3章 5 各種施策の基盤となる施策	P48, 10行目以降	○ (労働市場の再構築) 気候変動、生物多様性、汚染削減という長期的な目標を達成するためには、労働市場の再構築が不可欠である。政府は、公正な移行を導くための幅広い取り組みの一環として、グリーン・ジョブや持続可能な生活のための教育や技能訓練など、人的資本への投資を率先して行う必要がある。
157	第3章 5 各種施策の基盤となる施策	P48, 10行目以降	○ (グリーン産業促進による潜在的リスクへの準備) 再生可能エネルギーの拡大が低炭素産業の発展を可能にするために極めて重要である一方で、サプライチェーン全体における労働安全衛生リスクなど、再生可能エネルギーの拡大から生じる潜在的な悪影響を理解しておくことが重要である。これらのリスクは、セクターごとの計画プロセスにおいて十分に考慮される必要がある。
158	第3章 5 各種施策の基盤となる施策	P48, 10行目以降	○ (市民参加の重要性) 環境課題の解決および持続可能な社会への移行において、市民参加の場とメカニズムを多様なレベルで強化拡大する必要がある。例としては、シャレットや公聴会の開催から市民集会(気候変動に関して札幌で実施されたようなもの)まで様々なものがある。